

防衛デュアルユース分野における企業知財戦略

――現状と今後の課題（第2版）

2026年8月20日

Claude Opus 5

本レポートについて

目的と位置づけ

防衛投資を産業競争力に転換できるかという問いにおいて、知的財産の設計は重要な変数である。技術を持っていても、その権利が誰に帰属し、どこまで開示され、どこへ移転できるかが決まらなければ、企業は量産投資にも民生展開にも踏み切りにくい。

本レポートは、経営層が「防衛デュアルユース領域に関わる際、知財をどう設計すべきか」を判断するための材料を整理する。特許法や契約法の逐条解説ではなく、**事業判断に直結する制度の効き方と、企業の実際の打ち手に焦点を置いた。**

先行レポート「防衛デュアルユースの現状と課題」（2026年8月20日）が産業構造と市場機会を扱ったのに対し、本レポートはその実行を左右する知財・情報管理の層を扱う。

4つの焦点

1. **秘密特許・出願非公開制度**－出願そのものが制約される領域で、何が起きているか
2. **調達契約の知財条項・技術データ権**－政府が取得する権利が、企業価値をどう左右するか
3. **オープン&クローズ戦略**－先進企業は何を開き、何を閉じているか
4. **輸出管理・みなし輸出・産学連携**－権利化と情報統制の交差点

第2版における主な改訂

初版（2026年8月20日）に対し、以下を修正・更新した。いずれも一次資料により再確認している。

箇所	初版の記述	第2版での修正
第3.2節ほか	防衛省特約条項の最新版を令和5年5月22日版とした	令和8年3月30日版（令和8年4月1日以降の契約に適用）に全面更新。「外国関係主体」概念の新設を追加
第3.2節	新研究成果の知財は「原則として国に帰属」	受注者の申請＋国の承認により受注者帰属。申請しない場合に国帰属（日本版バイ・ドール型）と訂正

箇所	初版の記述	第 2 版での修正
第 3.2 節	第三者移転・実施許諾は事前承認制	承認不要の例外がある（3 要件の充足が必要）と訂正
第 3.2 節	国および指定第三者への無償実施権	「国による当該新研究成果の利用に必要な範囲で」という限定を明記
第 3.1 節・第 8 章	契約前に出願すれば Limited Rights になる	誤りとして全面削除。技術データ権は資金源で判定され、特許出願時期では決まらない
第 3.1 節・第 8 章	政府資金が一部でも入れば 7015 は適用されない	portion 単位で 7015・7013・7018 が併存し得ると訂正
全編	GPR は 5 年で Unlimited Rights へ	原則 5 年、契約により別期間を交渉可能に統一
第 7 章・第 9 章	FY2027 NDAA は両院軍事委通過	下院は 2026 年 7 月 22 日に本会議可決（216-212）、上院はクローチャー失敗で停滞、両院協議未開催に更新。条項の適用範囲を「納入物限定」と訂正
第 5 章・付録 B	Affiliates Rule を適用中と記載	2025 年 11 月 10 日～2026 年 11 月 9 日まで適用停止中に訂正
第 2.3 節	NATO レベルの調整メカニズムは存在しない	1960 年 NATO 協定が存在すると訂正
第 3.4 節・付録 A	EDIP は 15 億ユーロ＋ウクライナ 3 億ユーロ	総額 15 億ユーロ、うち 3 億ユーロがウクライナ枠（内数）に訂正
第 5.3 節・第 8 章	民生用途に絞れば規制の網を避けられる	表現を削除。技術的実質・仕様・分類・提供先による個別判定が必要と修正
第 6.5 節ほか	三菱重工の国際 PF は各分野 3～5 件	スクラムジェット・固体燃料ロケットの 2 分野に限定して記載
第 5.1 節・付録 B	外国籍従業員への提供＝みなし輸出	国籍ではなく居住者／非居住者＋特定類型で判断と訂正
第 6.2 節	Arlton は SBIR Phase III について権利者主張を排斥	§638 と §1498 は適用領域が異なり衝突しないという限定的判断であると精密化
全編	分析を確定的事実として記述	「本レポートの分析では」「一因と考えられる」等の限定を付加
全編	出典は巻末一覧のみ	文末注を付与し、主要な法令・条項・判例・議会審議・統計・企業件数に個別の出典を対応させた
体裁	目次が実質的に欠落、表の分割	静的目次を挿入。表の見出し行繰り返し・行内改ページ禁止を設定

情報源と留意事項

日本については内閣府・特許庁・防衛省／防衛装備庁・経済産業省の公表資料、米国については eCFR・acquisition.gov・Federal Register・議会記録・GAO・CRS、欧州については EUR-Lex・欧州委員会・各国特許庁・国連条約集の一次資料を参照した。

「未確認」の 3 分類：本レポートでは、確認できなかった事項を以下の 3 種に区別して表示する。

表示	意味
非公表	当該情報が公表されていないことが確認できている
公開資料上確認できず	本調査の範囲では公開資料を発見できなかった（存在しないことを意味しない）
二次資料のみ	二次資料では確認したが、一次資料での照合を行っていない

企業別特許件数について：本レポートで引用する企業の特許件数は、商用特許分析サービスの公表値であり、特許庁公式統計でも企業公表値でもない。名寄せ条件・件数の単位・死滅案件の扱い・子会社の包含範囲が公表されていないため、参考値として扱われたい。個別企業の競合分析に用いる場合は、Espacenet 等での直接集計による検証を推奨する。

なお、本レポートは法的助言ではない。個別の出願判断、契約交渉、輸出該非判定にあたっては、弁理士・弁護士および輸出管理担当部門の判断を仰がれたい。

目次

項目	ページ
本レポートについて	1
目的と位置づけ	1
4 つの焦点	1
第 2 版における主な改訂	1
情報源と留意事項	3
エグゼクティブサマリー	8
結論	8
8 つの要点	8
経営層への含意	11
第 1 章 なぜ今、知財が論点になるのか	12
1.1 3 つの構造変化	12
1.2 企業が直面する三すくみ	12
1.3 本レポートの分析枠組み	13
第 2 章 秘密特許・出願非公開制度の現状	14
2.1 日本：施行 2 年、保全指定ゼロ	14
2.2 米国：積み上がる秘密指定	16
2.3 欧州：EPC に秘密特許制度はないが、NATO 協定は存在する	18
2.4 日米欧の比較と示唆	20
第 3 章 調達契約の知財条項・技術データ権	22
3.1 米国：資金の出所が権利を決める	22
3.2 日本：令和 8 年 4 月から新しい特約条項が適用される	28
3.3 研究開発支援制度における知財帰属	33
3.4 欧州：EU は所有せず、しかし移転を縛る	34
第 4 章 オープン&クローズ戦略——企業の実像	37
4.1 「防衛テック＝営業秘密一辺倒」は誤り	37
4.2 オープン&クローズの実装：Lattice SDK の分析	39
4.3 政府側からの「オープン化」圧力：MOSA	40
4.4 Defense Patent Holiday：政府保有特許の開放実験	41
4.5 標準必須特許（SEP）の扱い	42
第 5 章 輸出管理・みなし輸出・産学連携	43
5.1 日本：外為法の技術提供規制	43
5.2 米国：ITAR／EAR と特許	45
5.3 クレーム設計の実務（初版の記述を修正）	47
5.4 産学連携と研究セキュリティ	48
5.5 情報保護制度の現状	49

項目	ページ
第 6 章 知財と資本市場・M&A	51
6.1 デューデリジェンスで見られる 4 つの論点	51
6.2 権利行使の構造的制約：Arlton v. AeroVironment（記述を精密化）	52
6.3 人材流動と営業秘密：Red Cat v. Matus	53
6.4 外国投資規制と知財移転	53
6.5 日本企業の防衛関連特許の実態	54
第 7 章 今後の課題——8 つの論点	58
課題 1：日本の出願事前承認制と実施許諾規制が事業化を制約しうる	58
課題 2：米国の GPR デフォルト化が 2027 年に成立しうる	58
課題 3：秘密指定の非対称性	58
課題 4：日本の防衛関連特許の国際展開	59
課題 5：権利行使の実効性	59
課題 6：人材流動による技術伝播をどう扱うか	59
課題 7：オープンアーキテクチャ要求と中核 IP 保護の両立	60
課題 8：学界との連携における知財と公開の緊張	60
第 8 章 企業への実務指針	61
8.1 契約前に決めるべき 5 つのこと	61
8.2 出願か秘匿かの判断基準	62
8.3 輸出管理との連動	63
8.4 資本政策との連動	64
8.5 プレーヤー別の重点	64
第 9 章 注視点とリスク	66
9.1 今後 12～24 か月の注視点	66
9.2 本レポートの前提が崩れ得る要因	66
9.3 本レポートで確認できなかった事項	67
付録 A：主要数値一覧	69
秘密特許・出願非公開制度	69
技術データ権・調達契約	69
企業の特許ポートフォリオ	71
日本の防衛関連特許（内閣府 産業発達影響調査、パテントファミリー件数）	71
制度運用・訴訟	72
付録 B：用語集	73
付録 C：主要出典	76
日本	76
米国	77
欧州・NATO	78
企業・学術	78

エグゼクティブサマリー

結論

防衛デュアルユース領域における知財の主要なリスク源は、競合他社よりもむしろ政府側の制度であるというのが本レポートの見立てである。技術データ権の配分、出願の事前承認、秘密指定、輸出管理は、いずれも企業が事後に交渉しにくい構造的制約であり、事業価値を左右する。したがって知財戦略は「出願するかどうか」だけでなく、「契約を結ぶ前に、何を私費開発として切り分け、立証可能な形で記録しておくか」という設計問題として扱う必要がある。

8つの要点

1. 日本の特許出願非公開制度は、施行2年間で保全指定ゼロ件

2024年5月施行の特許出願非公開制度は、内閣総理大臣への送付（保全審査付託）が2024年度90件・2025年度106件に対し、保全指定は2年連続でゼロ。損失補償の発動もない¹。制度の網を狭めている要因の一つは、10分野に課された「付加要件」により民間主導のデュアルユース研究の多くが対象外となる設計にあると考えられる。実務上の負担はむしろ、全出願人に及ぶ優先権証明書²の最長3か月発行遅延にある²。

2. 日本の防衛調達³の知財条項は2026年4月に大きく変わった

防衛装備庁の「知的財産の取扱いに関する特約条項」は、令和8年3月30日改正（公示第208号）により令和8年4月1日以降の契約に適用される版が現行である³。最大の変更は「外国関係主体」の定義新設（第1条第7項）で、外国資本の議決権50%以上の会社、外国籍者が役員の過半数を占める団体などが該当する。この相手方に対しては、第7条（移転）・第8条（実施許諾）の承認不要例外が一切適用されない。従来の「国外企業なら事前調整」という運用から、実体的規制へ格上げされた。

3. 権利帰属は「申請による受注者帰属」であり、出願は事前承認制

同特約条項第2条は日本版バイ・ドール型で、受注者が書面（別記様式1）で申請し、国が「自ら保有する必要がない」と判断すれば受注者帰属となる。申請しない場合、または申請が承認されない場合に国が譲り受ける⁴。一方、第4条は産業財産権の出願・設定登

¹ 内閣府「特許出願の非公開に関する制度の実施状況」2024年度版（cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_jisshijoukyou.pdf）、2025年度版（同_r7.pdf）。

² 特許庁「特許出願非公開制度について」Q&A（jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/qa.html）。

³ 防衛装備庁公示第208号（令和8年3月30日）別紙様式第50「知的財産の取扱いに関する特約条項」（mod.go.jp/atla/data/info/kokoroe/pdf/kokoroe/50-r080330.pdf）。一覧は同庁「入札及び契約心得」（mod.go.jp/atla/data/info/kokoroe/kokoroe.html）。なお防衛省内局の契約条項ページに掲載されている「特約条項21」は本稿執筆時点で令和5年5月22日版のままである。

⁴ 同特約条項第2条第1項・第2項。

録の申請について例外なく事前の書面承認を要求する⁵。第 15 条の無償実施権は「国による当該新研究成果の利用に必要な範囲で」という目的限定が明文で置かれているが、「国の指定する第三者」の属性に限定はない⁶。

4. 米国の技術データ権は「資金の出所」で決まり、特許出願の時期では決まらない

DFARS 227.7103-4(b)は、技術データ権の判定を開発資金の出所に基づいて行い、「実務上可能な最小の **sub-item / subcomponent / segregable portion**」単位で判定すべきものとする⁷。専ら政府資金=Unlimited Rights、混合資金=Government Purpose Rights、専ら私費=Limited Rights。GPR の期間は原則 5 年だが、契約により別期間を交渉できる⁸。また 252.227-7013(j)は「本条項は政府に対しいかなる特許のライセンスも含意しない」と明記しており、技術データ権と特許権は別建てである⁹。

5. FY2027 NDAA の GPR デフォルト化条項は下院を通過したが、成立していない

下院版 H.R.8800 第 861 条（新 10 U.S.C. §3776）は、「契約に基づき納入される」技術データ・ソフトウェア・ソフトウェア文書について GPR をデフォルトとし、契約者がより制限的な権利を主張する場合に **clear and convincing evidence** による立証、compliant assertions table、私費開発資金の事実文書、最小分離可能単位での適用、portion marking を要求する¹⁰。企業が保有する全技術に及ぶものではない。H.R.8800 は 2026 年 7 月 22 日に 216 対 212 で下院を通過したが、上院版 S.4784（第 804 条）は 2026 年 7 月 14 日に議事進行動議へのクローチャーが 50 対 46 で失敗し、両院協議会は未開催、成立は未了である¹¹。

⁵ 同第 4 条第 1 項・第 6 項。第 1 項ただし書の「秘密等を含まないものに限る」は添付資料の範囲の限定であり、承認要否の例外ではない。秘密等を含む出願は第 3 項の別ルートによる。

⁶ 同第 15 条第 1 項。

⁷ DFARS 227.7103-4(b)（eCFR 48 CFR 227.7103-4）。

⁸ DFARS 252.227-7013(c)(2)（AUG 2025 版）「The Government shall have government purpose rights for a 5-year period, **or such other period as may be negotiated**」。なお同条項は 2025 年 8 月改正により項番が繰り下がっており、旧 FEB 2014 版の(b)(2)が現行では(c)(2)にあたる。

⁹ DFARS 252.227-7013(j) “Relation to patents” 「Nothing contained in this clause shall imply a license to the Government under any patent...」。

¹⁰ H.R.8800 第 861 条。条文は HASC 採択の Goodlander 修正案

（armedservices.house.gov/uploadedfiles/fy27_49_-_log_6454r1_goodlander.pdf）および報告版法案（govinfo.gov/content/pkg/BILLS-119hr8800rh/pdf/BILLS-119hr8800rh.pdf）による。下院可決版（engrossed）の条文は govinfo 未掲載のため逐語照合できていない（公開資料上確認できず）。

¹¹ 下院表決は Clerk Roll Call 278（2026 年 7 月 22 日、clerk.house.gov/Votes/2026278）。上院の状況は CRS IN12704（最終更新 2026 年 7 月 24 日）。S.4784 は Report No. 119-127、Calendar No. 436。

6. 米国の秘密特許は積み上がり、欧州には統一枠組みがない

米国の secrecy order は FY2025 末で **6,543 件** が有効、FY2024 には新規 356 件（前年比約 2.8 倍）が発令された。解除は年間 0～40 件と少ない¹²。英国も 2000 年以降の累計 1,755 件のうち **1,151 件** が現在も有効である¹³。欧州には EPO を通じた統一的な秘密指定制度はないが、**NATO 加盟国間には 1960 年の相互保護協定と実施手続が存在する**（ただし各国の指定判断を一元化するものではない）¹⁴。

7. 「ソフトウェア防衛テック＝営業秘密一辺倒」ではない

Palantir は全世界 3,821 件（うち登録 2,986 件）を保有し、オントロジー関連だけで約 **370 件** を権利化している。Anduril もメッシュ通信の中核（US10506436B1「Lattice mesh」）を特許化している。一方 SpaceX は約 100 ファミリーにとどめ、ロケット技術を営業秘密で守り Starlink のみ権利化する非対称戦略を採る¹⁵。**事業モデルにより戦略が分岐している**と読める。

8. 権利行使は米国では構造的に制約される

28 U.S.C. §1498 により、政府の授権・同意の下での実施は地裁での差止め・損害賠償を封じられ、連邦請求裁判所での対政府補償請求に一本化される。連邦巡回控訴裁は 2026 年 2 月 4 日の **Arlton v. AeroVironment** 判決で、SBIR 法（15 U.S.C. §638）と §1498 は「適用領域が異なり、非両立でも抵触でもない」と判示した¹⁶。ただしこれは SBIR Phase III 契約を類型として §1498 の傘に入れる判断ではない。

経営層への含意

論点	判断のポイント
----	---------

最優先の打ち手	政府契約締結前に、私費開発（Background）と政府資金開発（Foreground）を、リポジトリ・原価管理のすべてで 構成品・プロセス単位 に分離し、立証可能な形で文書化する
---------	---

誤解しやすい点	契約前の特許出願は Background IP の立証に有効だが、それ自体が Limited Rights を保証するものではない。技術データ権と特許権は別建てである
---------	---

¹² FAS “Invention Secrecy Statistics”（USPTO 年次報告データの集計）。

¹³ 英国 IPO “Facts and Figures 2024”（2025 年 6 月公表）。

¹⁴ “Agreement for the Mutual Safeguarding of Secrecy of Inventions relating to Defence and for which Applications for Patents have been made”（1960 年 9 月 21 日パリ署名、1961 年 1 月 12 日発効、寄託国は米国）。UNTS Vol.394, I-5664。

¹⁵ 特許件数は GreyB Insights（2026 年 5 月更新）による商用データベース由来の概算。名寄せ条件・件数の単位・死滅案件の扱いは非公表であり、参考値である。SpaceX については Mathys & Squire 「SpaceX Going Public: What Can We Learn From Its Patent Strategy?」（2026 年 2 月 3 日）。

¹⁶ *Arlton v. AeroVironment, Inc.*, Nos. 2021-2049, 2024-1084, 2024-1159 (Fed. Cir. Feb. 4, 2026)（Stark 判事執筆）。判決文は cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2049.OPINION.2-4-2026_2642932.pdf。

論点	判断のポイント
出願するか秘匿するか	リバースエンジニアリング耐性で判断。耐性が低いなら特許、高いなら営業秘密。ソフトウェアは商用展開の有無が分岐点
クレームの書き方	軍事用途を不必要・過度に記載することは避けるべきだが、 発明の技術的実質は正確に記載しなければならない 。民生用途の記載のみを理由に規制対象外となるものではない
開示と閉鎖の線引き	インターフェース仕様（ICD）は開放、実装・アルゴリズム・製造工程は閉鎖する構成が有力な設計例。ただし事業モデルにより異なる
外国資本との関係	令和 8 年 4 月 1 日以降の防衛省契約では、外国資本 50%以上の企業等への移転・実施許諾に承認不要例外が適用されない 。資本政策と知財戦略が直結する
最大の時間軸リスク	米 FY2027 NDAA 第 861 条（下院通過済み・成立未了）。成立すれば納入物について GPR がデフォルトとなり、私費開発の立証責任が企業側に移る

第 1 章 なぜ今、知財が論点になるのか

1.1 3 つの構造変化

(1) 技術の主導権が民生側に移った

現代の防衛装備は、センサー、通信、AI、ソフトウェア、データ処理を組み合わせたシステムへ進化している。この領域の技術的フロンティアは民生側にあり、AI 基盤モデル、クラウド、半導体、無線通信のいずれも開発の主導権は民間テック企業が握る。

その結果、知財の起点が政府・防衛産業から民間へ移動しつつある。従来は「政府が資金を出し、防衛企業が開発し、国が権利を持つ」構造が支配的だったが、いまは「民間が私費で開発した技術を政府が調達する」ケースが増えている。権利配分のルールが実態に追いついていない、というのが本レポートの見立てである。

(2) 装備の主戦場がハードからソフトへ移った

装備単体の性能ではなく、異なるメーカーの装備をソフトウェアで接続し協調して動かす統合能力が価値の中心になった。ここで問題になるのがインターフェースの権利帰属である。プライムがインターフェース仕様を独占すればベンダーロックインが生じ、政府は競争調達ができない。逆にインターフェースを開放すれば、企業は差別化の源泉を失いかねない。

米国はこの緊張を、10 U.S.C. §3772 (FY2021 NDAA §804) により「モジュラーシステムインターフェースについては私費開発でも政府が Government Purpose Rights を取得できる（適切かつ合理的な補償を条件に）」という形で立法的に処理した¹⁷。

(3) 経済安全保障が知財政策に流入した

技術流出への懸念が、特許制度そのものに規律を持ち込んだ。日本は 2024 年 5 月に特許出願非公開制度を施行し、1948 年の秘密特許制度廃止以来 76 年ぶりに秘密特許を復活させた。EU は SAFE・EDIP で「第三国の干渉を受けずに製品設計を定義・適応・進化させる能力」（design autonomy）を受益条件とし、事実上 ITAR ライセンス条件の再交渉を企業に迫っている¹⁸。

1.2 企業が直面する三すくみ

選択	得られるもの	失うもの
特許出願する	権利化・資本市場での可視化・防御的資産	18 か月後の全世界公開による模倣リスク
営業秘密で秘匿する	無期限の保護・公開リスクなし	権利行使の困難・投資家への説明力低下・人材流動による流出リスク
軍事用途をクレームに書く	防衛市場での権利範囲の明確化	秘密指定の対象化・外国出願の制約・輸出管理上の位置づけ

¹⁷ 10 U.S.C. §3772。FY2021 NDAA §804 による改正。

¹⁸ Council Regulation (EU) 2025/1106 (SAFE)、Regulation (EU) 2025/2643 (EDIP)。

実務家の助言は、「**軍事用途を不必要に強調せず、コアアルゴリズム・製造工程はノウハウで秘匿する**」という組み合わせに向かっている¹⁹。ただし後述するとおり（第 5.3 節）、記載の仕方だけで規制対象性が決まるわけではない。またこの解も、政府契約下では第 3 章で見る制約が上書きされる。

1.3 本レポートの分析枠組み

層	内容	扱う章
第 1 層：出願の可否	秘密特許・出願非公開制度。そもそも権利化できるか、外国出願できるか	第 2 章
第 2 層：権利の帰属	調達契約の知財条項・技術データ権。誰が権利を持ち、政府はどこまで使えるか	第 3 章
第 3 層：開示の設計	オープン&クローズ戦略。何を開き、何を閉じるか	第 4 章
第 4 層：情報の移動	輸出管理・みなし輸出・産学連携。誰に伝えてよいか	第 5 章

これらの上に、資本市場での評価（第 6 章）が乗る。

¹⁹ Cantor Colburn / Law360 「Export Compliance Tips For Patenting Dual-Use Tech」。実務解説記事であり、公的ガイダンスではない。

第 2 章 秘密特許・出願非公開制度の現状

2.1 日本：施行 2 年、保全指定ゼロ

制度の骨格

経済安全保障推進法第 5 章に基づき、**2024 年 5 月 1 日施行**。手続は 3 段階である²⁰。

1. **第一次審査（特許庁長官）**－政令で定める特定技術分野（国際特許分類ベース）に該当するかを判定し、出願日から **3 か月以内**に内閣総理大臣へ送付
2. **保全審査（内閣府）**－実質審査。法律上の期間上限はないが、外国出願禁止が出願後 **10 か月**で自動解除される設計のため、実質 **10 か月以内**に終結
3. **保全指定**－指定されると出願公開・特許査定・拒絶査定が留保

保全指定の効果は重い。出願の取下げ・放棄の禁止、発明の実施の許可制、発明内容の開示の原則禁止、適正管理措置義務、他事業者との共有の承認制。最大 **1 年ごと**に継続の要否が審査される。

罰則：実施制限違反・開示禁止違反は **2 年以下**の拘禁刑または **100 万円以下**の罰金（併科あり、法 92 条 1 項）。外国出願禁止違反は **1 年以下**の拘禁刑または **50 万円以下**の罰金（法 94 条）。法人には両罰規定²¹。

運用実績

項目	2024 年度（2024/5/1～ 2025/3/31）	2025 年度（2025/4/1～ 2026/3/31）
内閣総理大臣への送付（保全審査付託）	90 件	106 件
保全指定	0 件	0 件
保全指定の解除・期間満了	0 件	0 件
期間末日時点の保全指定継続	0 件	0 件
外国出願禁止の事前確認の求め	1,305 件	922 件
「内閣府に送付しない」旨の通知	630 件	771 件

出典：内閣府「特許出願の非公開に関する制度の実施状況」2024 年度版・2025 年度版²²

読み取れること

²⁰ 内閣府「特許出願の非公開に関する制度」（cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html）、制度 Q&A 第 3 版。

²¹ 経済安全保障推進法第 92 条、第 94 条。

²² 前掲注 1。なお内訳の合計が総数と一致しない箇所があり、集計定義は公開資料上確認できず。

- ・ 保全指定は累計ゼロ。したがって損失補償の請求・支払実績もゼロであり、発明の実施制限・開示禁止が発動した事例もない。外国出願禁止違反の適用・立件事例は公開資料上確認できず
- ・ 保全審査付託件数は日本の特許出願総数（年約 30 万件）の約 0.03%にすぎない
- ・ 保全審査付託は 90→106 件と約 18%増。一方、事前確認申出は 1,305→922 件と約 29%減。制度への習熟により、明らかに非該当の案件で事前確認を使わなくなった可能性があるが、内閣府の公式解釈は示されていない

制度設計上の要点：付加要件

特定技術分野は 25 分野。うち 10 分野（スクラムジェット、固体燃料ロケット、潜水船、UUV、水中音響測位、宇宙航行体の熱保護・再突入、宇宙航行体の観測・追跡、量子ドット半導体受光装置、耐タンパ性ハウジング、通信妨害）には「付加要件」が課されている²³。

付加要件を満たすのは、①我が国の防衛または外国の軍事の用に供するための発明、②国または国立研究開発法人による出願、③日本版バイ・ドール制度等の適用を受けた出願、のいずれかに該当する場合のみである。

つまり、純粋な民間主導のデュアルユース研究成果は、これら 10 分野では原則として制度の網にかからない。保全指定ゼロの一因はこの設計にあると考えられる（本レポートの分析であり、内閣府がそう説明しているわけではない）。

実務上の負担は別のところにある

制度の実質的コストは、保全指定ではなく**手続の遅延**にある。

- ・ 優先権証明書・アクセスコードは、全ての特許出願について、出願日から最長 3 か月間発行されない。保全審査に進んだ場合は最長 10 か月まで延長。特定技術分野に無関係な出願人にも一律に及ぶ²⁴
- ・ パリ優先権を主張して外国出願する際、優先権書類の提出が必要な国では実務上の遅延要因になる
- ・ 日本を受理官庁とするダイレクト PCT 出願（優先権主張なしの最初の出願）は「外国出願」に当たり、外国出願禁止の対象になり得る²⁵

事前確認制度（法 79 条）は手数料 25,000 円、書面郵送のみ・オンライン不可、申出書到達から 10 開庁日程度で回答。ただし内閣府 Q&A は、事前確認では特定技術分野該当なら禁止回答になりやすく、国内出願後の保全審査を経た方が「非該当」となる発明が多

²³ 内閣府「特定技術分野及び付加要件の概要」（令和 7 年 1 月 1 日施行版）。なお令和 7 年 1 月 1 日の政令改正は国際特許分類（IPC）改正への対応であり、内閣府は「特定技術分野の範囲に実質的な変更はない」としている。

²⁴ 特許庁「特許出願非公開制度について」（jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html）。

²⁵ 特許庁・千本潤介「特許出願非公開制度開始後の外国出願」WIPO PCT ウェビナー資料（2024 年）。

い旨を指摘している²⁶。スピード重視なら事前確認、外国出願可能性の最大化なら国内出願先行という使い分けになる。

制度見直しの見通し

2026 年 6 月 10 日成立の改正経済安全保障推進法は、特許出願非公開制度を改正対象に含んでいない²⁷。2026 年 1 月 30 日の有識者会議提言も「周知」「着実な実施」を述べるにとどまり、制度設計の見直し提言はない²⁸。

学界からは以下の批判がある²⁹。

1. 化学分野（IPC C セクション）がほぼ除外されており、デュアルユース技術への対応が不十分
2. 自主申告ルートから保全指定された発明の技術分野公表がなく、透明性を欠く
3. 保全指定による特許権存続期間の実質短縮に補償規定がない
4. 付加要件が「民間開発」と「国委託開発」を区別することの妥当性

2.2 米国：積み上がる秘密指定

制度の骨格

Invention Secrecy Act of 1951（35 U.S.C. §§181–188）。発明の公開が国家安全保障に有害となりうる場合、USPTO 長官が特許付与を留保し **secrecy order** を発令する。期間は 1 年、1 年単位で更新可。無許可の外国出願・開示があった場合、出願は放棄されたものとみなされる（§182）。罰則は 10,000 ドル以下の罰金または 2 年以下の拘禁、もしくは併科（§186）。

3 類型（MPEP §120）³⁰

類型	対象	特徴
Type I	軍事用途・宇宙用途を有する critical technology	最も緩やか。NATO 加盟国等の指定国への対応出願を許可

²⁶ 内閣府「特許出願の非公開に関する制度 Q&A」第 3 版。

²⁷ 内閣府「経済安全保障推進法の改正について」（cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/houangaiyo.pdf）。改正項目は重要物資の安定供給確保の拡充、基幹インフラへの医療分野追加、指定基金協議会の対象拡大、経済安保海外事業促進制度（OESA）新設、シンクタンク・官民協議会。

²⁸ 経済安全保障法制に関する有識者会議「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」（2026 年 1 月 30 日）。

²⁹ 櫻井孝「特許出願非公開制度の現状と課題」国際問題 728 号（2025 年 12 月、日本国際問題研究所）。

³⁰ USPTO MPEP §120。

類型	対象	特徴
Type II	秘密指定済み／指定可能なデータを含み、出願人が有効な DoD Security Agreement (DD Form 441) を保有	秘密指定レベルの通知を伴う
Type III	classifiable だが DD Form 441 を持たない場合、および DoD 以外 (DOE、NASA 等) の命令	最も広範。実務上は緩和的な"Permit A"が付されることが多い

運用統計

会計年度	年度末有効件数	新規発令	解除
FY2021	5,976	61	0
FY2022	6,057	87	6
FY2023	6,155	125	27
FY2024	6,471	356	40
FY2025	6,543	102	30

出典：FAS (Federation of American Scientists) による USPTO 年次報告データの集計³¹

FY2024 の新規 356 件は前年比約 2.8 倍であり、FAS 掲載の内訳では Navy 168 件、Air Force 113 件、DTSA 46 件。急増の理由は USPTO・FAS とともに説明を付しておらず、公開資料上確認できず。

解除件数は年間 **0～40 件**と少なく、一度発令されると長期化する傾向がある。学術分析によれば、直近 5 年平均で年 6,115 件が有効、私人発明者への新規命令は年約 15 件、全米特許出願の 0.003%にすぎない³²。

補償の実効性

35 U.S.C. §183 は補償請求権を定めるが、制約が大きい。連邦巡回控訴裁は **Hornback v. United States** (601 F.3d 1382, Fed. Cir. 2010) で、§183 の「発明の使用」は**特許発行後の政府使用を含まない**と判示した。発行後の使用は 28 U.S.C. §1498 による請求に限られる³³。

1980 年下院報告は補償権を “more illusory than real” (実質より名目) と評価している。実際の支払件数・支払額の公表統計は公開資料上確認できず。

外国出願許可 (FFL) の実務

原則として、米国内でなされた発明の外国出願前に USPTO 長官のライセンスが必要 (37 CFR 5.11)。ただし対応する米国出願が外国出願日の 6 か月以上前に提出されていればラ

³¹ FAS “Invention Secrecy Statistics”。USPTO が年間にスクリーニングする出願総件数は公開資料上確認できず。

³² Lily Nestor, “Dubiously Constitutional, Partially Obsolete: Patent Secrecy Orders and the Private Inventor,” IDEA, Vol.66 No.1 (2026).

³³ Hornback v. United States, 601 F.3d 1382 (Fed. Cir. 2010).

イセンス不要。米国出願の提出そのものがライセンス申請とみなされ、Filing Receipt 上に“FOREIGN FILING LICENSE GRANTED”と記載されて許可が示される。

重要な注意：USPTO の FFL だけでは足りない。ITAR 22 CFR 125.2(b)は、米国出願を裏付ける範囲を超える技術データ、または米国出願なしの外国出願を裏付ける技術データの輸出には **DDTC のライセンスが別途必要**と規定している³⁴。

2.3 欧州：EPC に秘密特許制度はないが、NATO 協定は存在する

EPC の立て付け

EPC Article 75(2)は、締約国が「権限ある当局の事前許可なしに国外へ伝達してはならない発明を規律する規定」および「すべての出願をまず自国当局に提出すべきことを定める規定」を適用することを妨げないと定める。

EPO 自体は秘密指定出願を扱わず、国家安全保障の審査は各締約国の国内法に委ねられる。 欧州には EPO を通じた統一的枠組みが存在せず、防衛発明の多国間ポートフォリオ構築には各国個別の制度を順に踏む必要がある。

NATO 協定（初版の記述を訂正）

初版は「**NATO レベルの調整メカニズムも存在しない**」と記載したが、これは誤りである。

NATO 加盟国間には、「防衛に関係し特許出願がなされた発明の秘密の相互保護に関する協定」（1960 年 9 月 21 日パリ署名、1961 年 1 月 12 日発効、寄託国は米国）およびその実施手続（Implementing Procedures）が存在する³⁵。

同協定が定めるのは以下である。

条	内容
Article I	最初に出願を受理した国（ originating Government ）が国防上の理由で課した秘密指定を、他の締約国が相互に保護する義務
Article II	保護は originating Government または出願人の請求により発動。出願人は秘密指定と許可の証拠を提出
Article III	各国政府は、秘密保護の条件として、出願人に 補償請求権の放棄 を求めることができる
Article IV	秘密指定の解除は originating Government のみが決定でき、関係各国政府に 6 週間前の通知 を要する
Article V	同一目的の二国間協定を妨げない

³⁴ 22 CFR 125.2(b)。

³⁵ UNTS Vol.394, I-5664。米商務省「NATO Secrecy of Inventions」（state.gov/NATO-secrecy-of-inventions）。原署名国はベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、西ドイツ、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、トルコ、英国、米国。現在の締約国数および **Implementing Procedures** の本文・改訂内容は公開資料上確認できず（米商務省がステータス表を維持していることから協定は現在も有効と考えられるが、断定はできない）。

条	内容
Article VII	書面通知により脱退可能（通知から 1 年後に効力発生）

したがって正確な整理は以下となる。欧州には EPO を通じた統一的な秘密指定制度はない。もっとも NATO 加盟国間には、防衛に係る秘密発明および特許出願を相互に保護するための協定および実施手続が存在する。ただし秘密指定を「するかどうか」の判断は各国の国内法に委ねられたままであり、同協定は既に課された秘密指定を相互に承認・維持するための手続的枠組みである。

主要国の制度

英国（Patents Act 1977 s.22/s.23）

IPO が全出願を MOD 提供のキーワード・技術基準に照らして自動スクリーニングし、「公表が国家安全保障または公衆の安全に有害となりうる」場合に **secrecy direction** を発令。出願から 6 週間以内に書面通知、9 か月以内に見直し、以後毎年レビュー。解除には MOD による検査が必須。欧州特許出願・PCT 出願は、優先日から 14 か月時点で **direction** が有効な場合、取下げ擬制となる。

項目	2024 年
新規 direction	61 件（年間約 20,000 出願の約 0.3%）
解除	7 件
2000 年以降の累計発令	1,755 件
うち現在も有効	1,151 件
防衛産業関係の出願人	48 件／61 件（79%）

出典：英国 IPO “Facts and Figures 2024”（2025 年 6 月公表）³⁶

2016 年以降、解除件数が大きく減少している点が英国の特徴である。2007～2013 年は年 75～186 件だった解除が、2018～2024 年は 3～15 件に落ち込んだ。補償は「direction が有効な間に Crown service のために発明が使用された場合」に限られる裁量的なもので、法定の不服申立権はない。

フランス（CPI L.612-9, L.612-10, L.614-18）

INPI への出願は自動的に国防省へ回付され、5 か月間は開示・公表が禁止される。期間内に異議がなければ黙示の開示許可。センシティブと判断されれば **mise au secret** により公表・実施・移転が許可制となり、1 年ごとに更新。フランスで完成した発明について、フランス出願を経ずに外国へ第一出願する場合は国防省特許局（BPI）の明示的許可が必要。罰則は 6,000 ユーロの罰金、国防が害された場合は 5 年以下の拘禁。

DGA 公表資料によれば、BPI は 2025 年に 600 件超の「外国第一出願」許可申請を処理し、却下は 3%未満。申請人の国籍は仏 30%・米 35%・スイス 12%、出願先は米国 59%、発明者は 85%がフランス人³⁷。**mise au secret** の年間件数は公開資料上確認できず。

³⁶ UK Intellectual Property Office, “Facts and Figures 2024”（2025 年 6 月）。

ドイツ (PatG §§50-56)

出願が Staatsgeheimnis (国家機密、刑法典§93(1)に定義)に関わる場合、審査課が所管する連邦最上級官庁への照会を経て公開の停止を命ずる。秘密特許でも§9 PatG の権利は通常の特許と同等に発生するが、効力はドイツ領域内に限定される。非公開でも出願から 18 か月経過後は先行技術としての地位を持つ。代理人にセキュリティクリアランスが必要。統計は公開資料上確認できず。逐条内容は二次資料のみ。

2.4 日米欧の比較と示唆

項目	日本	米国	英国
根拠法	経済安保推進法 (2024 年 5 月施行)	Invention Secrecy Act (1951 年)	Patents Act 1977 s.22
年間新規指定	0 件 (2024・2025 年度)	102～356 件 (FY2021-25)	61 件 (2024 年)
有効指定の累計	0 件	6,543 件 (FY2025 末)	1,151 件 (2024 年時点)
対象出願に占める比率	送付ベースで約 0.03%	約 0.003%	約 0.3%
補償制度	あり (発動実績なし)	あり (実効性に批判)	裁量的・限定的
外国出願制限	あり (10 か月で自動解除)	FFL 制度 (6 か月ルール)	direction 有効時は禁止

日本企業への示唆

1. 日本の制度は現時点で発動頻度が低いが、米英で権利化する場合は各国の秘密指定リスクを個別に評価する必要がある。特に米国は年間 100～350 件規模で新規発令があり、解除は少ない
2. 英国の解除件数の減少は、GCAP 等の日英共同開発で実務上の論点になり得る。英国で direction がかった発明は欧州特許出願・PCT 出願が取下げ擬制となるため、多国間ポートフォリオ設計に影響する
3. NATO 協定により、originating Government の秘密指定は他の締約国でも相互に保護される。日本は NATO 加盟国ではないため同協定の当事国ではなく、二国間の枠組みによることになる

³⁷ DGA 「Bilan 2025 de l'activité brevet des premiers dépôts à l'étranger」。

第3章 調達契約の知財条項・技術データ権

3.1 米国：資金の出所が権利を決める

権利区分の基本構造

DFARS 252.227-7013（技術データ）／7014（コンピュータソフトウェア）／7015（商用技術データ）／7018（SBIR/STTR）が定める権利区分は以下のとおり³⁸。

権利区分	内容	適用条件
Unlimited Rights	技術データを全部または一部、いかなる態様・いかなる目的でも使用・改変・複製・実演・展示・公開・開示する権利	専ら政府資金で開発／Form-Fit-Function データ／OMIT（運用・保守・設置・訓練）に必要なデータ等
Government Purpose Rights (GPR)	政府目的での使用。政府外への開示は NDA 締結が条件 。契約者は同期間中、当該データを商業目的で使用する排他的権利を保持	混合資金（mixed funding）。原則 5 年、契約により別期間を交渉可能。期間満了により政府は Unlimited Rights を取得
Limited Rights	政府内部での使用に限定。政府外への公開・開示、製造目的での使用は不可（緊急修理・オーバーホールを除く）	専ら私費（exclusively at private expense）で開発
Restricted Rights	ソフトウェア用。1 台のコンピュータで 1 度に 1 つのプログラム、機関間移管、バックアップ、内部改修、NDA 下のサービス契約者への提供に限る	専ら私費で開発されたソフトウェア
Specifically Negotiated License Rights	相互合意で標準ライセンスを修正。 limited rights を下回る保護にはできない	個別交渉

判定は「資金源」であり、特許出願時期ではない（初版の記述を訂正）

初版は「政府資金投入後に出願すると **Limited Rights** でなく **GPR** 扱いになる」「契約前出願が最も効果的」と記載したが、これは特許権と技術データ権を混同した誤りである。

DFARS 227.7103-4(b)は次のとおり定める³⁹。

The determination of the source of development funds for technical data pertaining to items, components, or processes should be made **at any practical sub-item or subcomponent level or for any segregable portion of a process**.

³⁸ eCFR 48 CFR 252.227-7013（AUG 2025 版）、252.227-7014、252.227-7015（JAN 2025 版）、252.227-7018（AUG 2025 版）、227.7103-4。

³⁹ DFARS 227.7103-4(b) “Source of funds determination”。

すなわち判定基準は、①当該品目・構成品・プロセスの開発に用いられた資金源（政府資金／混合資金／私費）であり、②判定単位は実務上可能な最小の **sub-item / subcomponent / segregable portion** である。特許出願の時期は判定要素として登場しない。

なお「developed exclusively at private expense」の定義は「development was accomplished entirely with costs charged to indirect cost pools, costs not allocated to a Government contract, or any combination thereof」である（252.227-7013(a)）。

さらに、**252.227-7013(j) “Relation to patents”** は次のとおり明記する⁴⁰。

Nothing contained in this clause shall imply a license to the Government under any patent or be construed as affecting the scope of any license or other right otherwise granted to the Government under any patent.

技術データ権と特許権は別建てである。契約前の特許出願には次の意味がある。

- ・ Background IP の存在時期を明確にする
- ・ 発明の完成時期や権利帰属を立証する
- ・ 投資家・買収者への説明を容易にする
- ・ 政府契約により生じた発明との混同を防ぐ

しかし、契約前出願それ自体が **Limited Rights** を保証するものではない。

商用技術データ（7015）は **portion** 単位で適用され得る（初版の記述を訂正）

初版は「開発に政府資金が一部でも入っていれば 7015 は適用されない」と記載したが、これは不正確である。

252.227-7015(b) Applicability は次のとおり定める⁴¹。

This clause governs the technical data pertaining to any portion of a commercial product or commercial service that was developed exclusively at private expense.

これに対応して 252.227-7013(b)は「commercial product or commercial service の **any portion that was developed in any part at Government expense**」を規律する。7015 自身も、政府資金部分は 7013 が、SBIR/STTR 該当部分は 7018 が規律すると明記している。

つまり、政府資金が一部に投入されていても、専ら私費で開発された分離可能な **portion** については商用技術データとしての保護が認められ得る。同一製品について複数の条項が部分的に併存する。だからこそ、資金源と開発対象を構成品・プロセス単位で分離管理することが実務上の要になる。

GPR の期間は交渉可能（初版の記述を訂正）

初版は「GPR は 5 年で **Unlimited Rights** へ移行」と一律に記載したが、5 年は標準期間である。

⁴⁰ DFARS 252.227-7013(j)。

⁴¹ eCFR 48 CFR 252.227-7015(b)（JAN 2025 版）。

252.227-7013(c)(2)は次のとおり定める。

The Government shall have government purpose rights for a **5-year period, or such other period as may be negotiated**, in technical data—

期間は「開発を要求した契約・下請契約・レター契約・オプション行使の締結時」に起算する。期間満了後、政府は Unlimited Rights を取得する。

なお条項番号について：252.227-7013 は 2025 年 8 月改正により項番が繰り下がっている。旧 FEB 2014 版の(b)(2)（GPR 期間）は現行 AUG 2025 版では(c)(2)、特許非付与規定は(j)である。実務では版の確認が必要である。

SBIR データ権の変更（2025 年 1 月施行）

DFARS Case 2019-D043 最終規則（2024 年 12 月 18 日官報公示、2025 年 1 月 17 日施行）により、SBIR/STTR データ権が変わった⁴²。

- ・ 従来の「5 年＋無期限延長可」から、契約締結時起算の **20 年**の保護期間へ
- ・ 後続契約によって元データの保護期間が自動更新されることはない
- ・ ただし条文は「**unless, after the award, the agency and the Contractor negotiate for some other protection period**」とし、契約授与後であれば別期間の交渉が可能である
- ・ 政府は、契約授与を特別ライセンス権の交渉・同意の条件としてはならない
- ・ 20 年経過後は永続的な **Government Purpose Rights** ライセンスに移行

2025-2026 年の政策動向

時期	措置	内容
2025 年 4 月 9 日	EO 14265	“Modernizing Defense Acquisitions”。商用ソリューション優先、OTA 優先、期限設定。 IP・技術データ権への直接言及はない
2025 年 4 月 30 日	DoD IP Guidebook	主要プログラムにテーラード（個別最適化） IP 戦略 を要求
2025 年 4-5 月	陸軍 Army Transformation Initiative 覚書	既存・新規契約の全てで 独自修理に必要な IP を取得するよう指示
2025 年 12 月 18 日	FY2026 NDAA (P.L. 119-60) §805	技術データ・ソフトウェアを追跡・管理・評価する デジタルシステムを 2026 年 3 月までに構築 。データ不足があれば契約者と是正交渉。議会への四半期報告義務
2025 年 12 月	FY2026 NDAA（最終法）	IP 改変を伴う “right to repair” 条項は最終法案から削除

⁴² Federal Register 2024-29226（89 FR、2024 年 12 月 18 日）、DFARS Case 2019-D043。eCFR 48 CFR 252.227-7018。

FY2027 NDAA：下院通過、成立は未了（初版の記述を更新）

初版は「2026 年 6 月に上下両院軍事委員会を通過」と記載したが、2026 年 8 月 20 日時点の正確なステータスは以下である。

事項	状況
下院 H.R.8800	2026 年 7 月 22 日、216 対 212 で本会議可決 ⁴³
委員会マークアップ	2026 年 6 月 4 日、H.Rept. 119-698（6 月 15 日提出）
上院 S.4784	Report No. 119-127、Calendar No. 436。委員会採決 6 月 10 日（18-9）。2026 年 7 月 14 日、議事進行動議へのクロージャーが 50 対 46 で失敗し停滞
両院協議会	未開催
成立	未成立

下院版第 861 条の内容（新 10 U.S.C. §3776 「Default government purpose rights for deliverables under Department of Defense contracts」）⁴⁴

any technical data, computer software, or computer software documentation **delivered under a contract, subcontract, or other agreement** entered into by the Department of Defense shall be provided with government purpose rights unless the contractor establishes, through **clear and convincing evidence**, entitlement to more restrictive rights.

適用範囲は「契約に基づき納入される」技術データ・ソフトウェア・ソフトウェア文書に限定されており、企業が保有する全技術や特許に自動的に GPR が発生するものではない。

より制限的な権利を主張する契約者に求められるのは以下である。

1. **compliant assertions table**（権利主張表）
2. 私費開発資金の事実文書
3. clause-specific unlimited-rights exclusions を “**at the lowest practicable segregable level**” で適用
4. 納入物への対応する **portion marking**

立証基準は **clear and convincing evidence**（明白かつ説得的な証拠）という高い基準である。これらを満たさない場合、当該納入物は GPR 付きで提供されたものとして扱われる。

上院版 S.4784 にも第 804 条「Modifications to technical data rights」があり、SASC のエグゼクティブ・サマリーは「Shifts burden of proof to contractors to justify restrictions on

⁴³ Clerk of the House, Roll Call 278（2026 年 7 月 22 日）。上院の状況は CRS IN12704（最終更新 2026 年 7 月 24 日）。

⁴⁴ HASC 採択の Goodlander 修正案（armedservices.house.gov/uploadedfiles/fy27_49_-_log_6454r1_goodlander.pdf）。下院可決版（engrossed）の条文は govinfo 未掲載のため逐語照合できていない（公開資料上確認できず）。本会議修正で削除・修正された形跡は見当たらないが、断定はできない。

technical data」と記載している⁴⁵。上院版条文が下院版と同一構造かは公開資料上確認できず。

なぜ政府はここまで踏み込むのか：サステインメントのコスト

GAO-25-107468（2025 年 9 月 29 日改訂）は、F/A-18、F-35、LCS、Stryker、Virginia 級潜水艦の 5 システムを調査し、以下を指摘した⁴⁶。

- ・ IP 戦略を完成させたプログラムのうち、方針が要求する全要素を含むものは一つもなかった
- ・ 各プログラムは「数千件の個別データ製品」を受領するが、これをレビューする体制・ツールが不十分
- ・ データ権のギャップによるサプライヤー依存が「コストを押し上げ、修理期間を長期化させる」

コスト規模の目安⁴⁷

事例	数値
兵器システム総コストに占めるサステインメントの割合	約 70%
陸軍 UH-60 のフィン試作	内製 3,000 ドル 対 ベンダー価格 14,000 ドル
陸軍ヘリのローターブレード技術データ取得見積	9 億 9,000 万ドル
UAV デポ整備の分析	20 億ドル
F-35 サステインメント総コスト見積	1.6 兆ドル

一方、反対論として「稼働率低下の主因はデータ制限でなく部品不足」「一律の IP 開放はスタートアップの参入を萎縮させる」との指摘もある。

企業側の防衛策

実務ガイダンスが共通して挙げる打ち手は以下のとおりである⁴⁸。

⁴⁵ Senate Armed Services Committee, “FY2027 NDAA Executive Summary” (armed-services.senate.gov/imo/media/doc/fy2027_ndaa_exsum.pdf)。

⁴⁶ GAO-25-107468 「Weapon System Sustainment: DOD Can Improve Planning and Management of Data Rights」（2025 年 9 月 29 日改訂）。

⁴⁷ CSIS 「Who Controls the Wrench: The Debate Over the “Right to Repair”」（2025 年 11 月 6 日）。F-35 サステインメント総コスト見積は POGO による。いずれもシンクタンク・NGO の推計であり、政府公式統計ではない。

⁴⁸ Cooley GO 「US Government Rights in Technical Data, Software and Subject Inventions」ほか実務解説。法律事務所の解説記事であり、公的ガイダンスではない。

1. 私費開発の背景 IP (Background) と政府資金開発分 (Foreground) を、予算段階から構成品・プロセス単位で分離管理し、証拠を残す
2. CDRL (Contract Data Requirements List) で納品物自体を絞る
3. 正確・期限内のマーキング (制限的 legend) を徹底する。誤ったマーキング・遅延は、意図より広い権利を政府に与える結果を招く
4. ソフトウェアはオブジェクトコードとインターフェースに限定納品し、ソースコードを留保する
5. ハードウェアは Form-Fit-Function データと製造工程データを明確に分離する
6. 商用品 (commercial product) としての位置づけを検討し、私費開発 portion について 7015 の適用を狙う

3.2 日本：令和 8 年 4 月から新しい特約条項が適用される

根拠となる規範と最新版

まず用語について確認しておく。「装備品等の調達における知的財産の取扱いに関する訓令」という名称の訓令は公開資料上確認できなかった。実務上の中核規範は、契約書に添付される「知的財産の取扱いに関する特約条項」である。

現行版は、防衛装備庁公示第 208 号（令和 8 年 3 月 30 日）による改正後の別紙様式第 50 であり、令和 8 年 4 月 1 日以降に締結する契約から適用される⁴⁹。前版は令和 7 年 4 月 24 日版（令和 8 年 3 月 31 日まで適用）。なお防衛省内局の契約条項ページに掲載されている「特約条項 21」は、本稿執筆時点で令和 5 年 5 月 22 日版のままである。条文構成（全 23 条）は各版で一致しており、同一条項の累次改正版と理解される。

令和 8 年改正の中核：「外国関係主体」概念の新設

令和 8 年改正の最も重要な変更は、第 1 条第 7 項に「外国関係主体」の定義が新設されたことである⁵⁰。

外国関係主体の類型（8 類型）

- ・ 外国政府等・外国法人等
- ・ 外国籍者または外国永住権保有者
- ・ 外国資本の議決権が 50%以上の会社
- ・ 外国籍者が役員の過半数を占める団体
- ・ 外国政府等の指揮命令下にある者
- ・ 外国から多額の利益を受けている者
- ・ 外国政府の指示を受ける者

⁴⁹ 前掲注 3。改正通知は防衛装備庁公示第 208 号（mod.go.jp/atla/data/info/kokoroe/pdf/oshirase/kaisei07-208_r080330.pdf）。前版は 50-r070424.pdf。

⁵⁰ 特約条項（令和 8 年 3 月 30 日版）第 1 条第 7 項。定義類型は改正通知および条文本文による。

あわせて第1条第8～10項に「秘密」「保護すべき情報」「**秘密等**」の定義が置かれ、複数法令に基づく秘密が統一的に整理された。

この改正の実務的意味は大きい。従来（令和5年版・令和7年版）は「開示先・移転先・実施許諾先の第三者が国外の企業その他団体である場合、乙は甲と事前に調整しなければならない」という手続的義務だったが、令和8年版は「**外国関係主体に該当する場合を除く**」として、**承認不要例外そのものから除外**する構造に変わった。すなわち**外国資本50%以上の企業等**に対しては、合併・分割による移転であっても**事前承認が必要**となる。

主要条項（令和8年3月30日版）

条	内容
---	----

第1条	定義。令和8年版で第10項まで拡張（「外国関係主体」「秘密等」等を新設）
-----	--------------------------------------

第2条	申請による受注者帰属。受注者が書面（別記様式1）で申請し、国が「自ら保有することが必要ない」と判断すれば譲り受けない。申請しない場合、または承認しない場合は国が譲り受ける（第2項、著作権法27条・28条の権利を含む）。受注者帰属の4条件は、①遅滞ない報告、②公共の利益のために特に必要な場合の無償実施許諾（技術資料を処分する権利を除く）、③相当期間未活用の場合の第三者実施許諾、④第三者移転・専用実施権等設定の事前承認
-----	---

第3条	著作物の公表・第三者開示。第4項に承認不要類型を規定しつつ「開示先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く」を挿入
-----	--

第4条	産業財産権の出願・設定登録申請について、例外なく事前の書面承認を要する（第1項）。承認を得た後でなければ出願してはならない（第6項）。保護すべき情報を含む出願は第3項の別ルート。保護すべき情報を含む場合は書面（紙）出願とし電子出願をしない（第7項）。産業技術力強化法17条1項の特定研究開発等成果である旨の記載義務（第8項）
-----	--

第5条	出願通知書・保全審査結果・登録通知書等の提出。保全指定しない旨の通知を受けた場合、速やかに当該出願を取り下げる義務（第4項）
-----	--

第6条	受注者固有の技術資料の該当箇所明示義務
-----	---------------------

第7条	第三者への移転は事前承認制。移転先が本特約条項を承継することを約する契約書の添付が必要（令和8年版で明記）。ただし後述の3要件を満たす場合は承認不要
-----	--

第8条	第三者への実施許諾・専用実施権等設定は事前承認制。ただし後述の3要件を満たす場合は承認不要。秘密等を含む場合は、防衛省等が当該第三者と秘密保全契約を締結した後でなければ許諾不可（第3項）
-----	---

第12条	提出技術資料の利用・処分権は国が有する。ただし受注者固有の技術資料は除く（第1項ただし書）。国は契約の履行中および終了後5年間、関連技術資料の提出を求めることができる（第3項、仕様書等に別段の定めがある場合はこれによる）
------	--

第15条	無償実施権。「甲に提出された新研究成果に係る知的財産権について、甲による当該新研究成果の利用に必要な範囲で、甲及び甲の指定する第三者が実施する権利を甲に無償で許諾したものとする」
------	---

条	内容
第 16 条	国および指定第三者が実施する場合の技術上の協力義務（特に支障のない限り適正な条件で応じる）
第 17 条	立証責任 。受注者固有の技術資料に該当するか等につき争いが生じた場合の立証責任は受注者が負う
第 20 条	職務発明が受注者に帰属する旨の従業者との契約・規程の整備義務
第 22 条	第 2 条～第 18 条は契約終了後も存続
第 23 条	国際共同研究開発等では仕様書等で別段の定めが可能

第 7 条・第 8 条の承認不要例外：3 要件の同時充足が必要

初版は「第三者への移転・実施許諾は事前承認制」とほぼ一律に記載したが、承認不要の例外が存在する。ただし要件は緩くない。

第 8 条第 1 項ただし書の構造は以下である⁵¹。

承認不要となるための要件（すべて充足が必要）

1. 当該知的財産権の及ぶ新研究成果に**秘密等が含まれないこと、かつ**
2. ①合併・分割による実施許諾先／設定先の変更、または②産業技術力強化法施行令第 2 条第 3 項に定める場合（知財の活用に支障を及ぼすおそれがない場合）に**準じる場合、かつ**
3. 相手方が**外国関係主体に該当しないこと**

したがって「秘密情報を含まなければ自由」ではない。秘密等を含まないことは 3 要件のうちの 1 つにすぎず、通常の第三者ライセンス（合併・分割によらないもの）は依然として事前承認が必要である。

第 15 条の無償実施権：目的による限定がある

初版は無償実施権を無限定に読めるかたちで記載したが、条文には目的限定がある。

第 15 条第 1 項の文言は次のとおりである。

⁵¹ 特約条項（令和 8 年 3 月 30 日版）第 8 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書。第 7 条第 1 項ただし書も同構造（ただし産業技術力強化法施行令第 2 条第 3 項を「準じる場合」ではなく直接参照する）。

第2条第1項の規定にかかわらず、乙は、甲に提出された新研究成果に係る知的財産権について、甲による当該新研究成果の利用に必要な範囲で、甲及び甲の指定する第三者が実施する権利を甲に無償で許諾したものとする。

したがって以下が正確な整理となる。

論点	内容
範囲の限定	「甲による当該新研究成果の利用に必要な範囲で」という目的・範囲による限定が明文で置かれている。無制限の無償実施権ではない
対象	「甲に提出された」新研究成果に限られる。提出していない成果は対象外
「甲の指定する第三者」	第三者側の属性（国内／国外、企業種別等）による限定は第15条の文言上ない。限定は上記の目的・範囲によるもののみ
法的性質	「許諾したものとする」＝契約締結により自動的に成立するみなし許諾。 第2条第1項で受注者帰属となった場合でも第15条は「第2条第1項の規定にかかわらず」働く

実務上の含意：範囲判断の主体は国側にあり、「必要な範囲」の解釈をめぐる争いが生じうる。競合他社への技術移転リスクの評価が必要な条項である。

米国 DFARS との比較

論点	米国（DFARS）	日本（特約条項 令和8年版）
権利の原則帰属	契約者（政府は使用権を取得）	申請すれば受注者、申請しなければ国
判定の基礎	開発資金の出所（構成品・プロセス単位）	「新研究成果」該当性（立証責任は受注者・第17条）
政府外への開示	GPR の場合 NDA 締結が条件	第15条により「国の指定する第三者」が無償実施可（国による利用に必要な範囲で）
期間	GPR は原則 5 年（交渉可）、満了後 Unlimited Rights	無償実施権に期間の定めなし。技術資料提出請求権は終了後 5 年間
出願の可否	契約者の判断（Bayh-Dole 下の報告義務あり）	例外なく事前の書面承認が必要（第4条）
第三者への実施許諾	契約者の権利範囲内で自由	原則事前承認制。3 要件充足時のみ例外
外国主体への移転	ITAR/EAR 等の輸出管理で規律	外国関係主体には承認不要例外が適用されない（令和8年改正）

出願の事前承認制と実施許諾の原則承認制は、防衛技術の民生転用（スピンオフ）にとって実務上の負担となる。ただしこれは「日本の防衛調達全体」に一律に適用される制度ではなく、当該特約条項が組み込まれた契約に基づく義務である点に注意を要する。個別契約においては、受注者帰属の申請制度（第2条第1項）、第7条・第8条の例外、第15条の目的限定、第23条の別段の定めを、条項に即して確認する必要がある。

契約制度改革は知財条件に及んでいない

2023 年以降の契約制度改革は、収益性の改善が中心である。

- ・ 利益率：一律 8.0% → **QCD 評価に応じ 5.0～10.0%**（令和 5 年 4 月適用）
- ・ **コスト変動調整率 1.0～5.0%**を契約期間に応じて新設
- ・ スタートアップ技術提案評価方式（随意契約スキーム）創設
- ・ 「防衛産業における受託適正取引等の推進のためのガイドライン」（令和 7 年 3 月策定、令和 8 年 1 月改訂）

いずれも**知財条件の緩和ではない**。2026 年の防衛産業ワーキンググループの議論でも、知財条件の見直しは明示的な論点になっていない。むしろ令和 8 年改正は、外国関係主体規制の導入により**管理を強化する方向**に動いた。

なお、防衛装備庁の体系的な「知的財産マネジメント方針」という名称の公表文書は**公開資料上確認できず**。知財管理は特約条項＋内部通達で運用されているものと見られる（装技振第 7243 号・第 11057 号等の内部通達の具体的内容は**公開資料上確認できず**）。

装備移転・国際共同開発における知財

ライセンス生産：2023 年 12 月の運用指針改正でライセンス元国への移転が全面解禁されたが、構造上、知財はライセンサー（多くは米企業）に留保され、日本側は製造ライセンスにすぎない。**第三国移転にはライセンサーの事前同意が必須**であり、日本の装備移転の制約要因となっている。

2026 年 4 月に公表された「新しい防衛装備移転制度の考え方」は「完成品を含む全ての防衛装備品の海外移転を原則として可能とする」方向に転換したが、**知的財産・技術情報の具体的な取扱い**は同文書に記載されていない⁵²。

GCAP：2023 年 12 月署名の GIGO 設立条約は 3 か国政府間協業と政府・民間企業間協業を一元管理し、ワークシェアは「各国の財政的・技術的貢献度合いに応じたもの」とされる⁵³。国立国会図書館の分析によれば、日本が英国パートナーを選んだ背景には、米ロッキード・マーティンとの協力が「先端技術の情報開示に慎重な姿勢」により断念され、英国との共同開発なら「より多くの情報開示が期待でき、改修の自由度が高くなる見通し」があったことがある。

GCAP における知的財産権の具体的な分配ルール・IP ライセンス条項は非公表である。

⁵² 内閣官房・外務省・経済産業省・防衛省「新しい防衛装備移転制度の考え方」（2026 年 4 月、cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/r80421_boueitenseido.pdf）。

⁵³ 外務省「GIGO 設立条約の署名」（2023 年 12 月 14 日）、国立国会図書館 ISSUE BRIEF No.1282「次期戦闘機の共同開発（GCAP）」（2024 年 5 月 16 日）。

3.3 研究開発支援制度における知財帰属

制度	帰属ルール
安全保障技術研究推進制度 タイプ S/A/C (委託)	産業技術力強化法 17 条＝日本版バイ・ドール規定が適用。国への報告、公共の利益のための無償実施許諾、第三者への移転・専用実施権設定には国の承認、を条件に研究実施機関に帰属 ⁵⁴
同 タイプ D (補助、令和 7 年度新設)	知的財産は補助事業者に帰属。ただし国および国の指定する第三者への実施権許諾を求められる場合あり
DISTI 委託研究	独自の知財帰属規程を定めた公表文書は公開資料上確認できず。実務上は上記と同一枠組みと解される
K Program	日本版バイ・ドールが適用。加えて「NEDO 経済安全保障重要技術育成プログラムにおける知財マネジメント基本方針」が適用され、知的財産権の移転、専用実施権の設定・移転には全て NEDO の事前承認が必要 ⁵⁵
防衛省版 SBIR	安全保障技術研究推進制度の委託事業が令和 3 年度から SBIR 制度の「指定補助金等」に指定されており、知財帰属は日本版バイ・ドールに従う

注目すべき点：安全保障技術研究推進制度は「研究の自律性は保たれ」「研究成果の公表を制限することはありません」と明記し、秘密指定・秘密の提供はないとしている。ただし「研究終了後の製品開発等のため、研究成果を外部に公表しないことを前提とするような研究は、本制度の対象外」という制限がある。

実績（制度開始からの累計）：論文発表 398 件、学会発表 1,992 件、特許出願 573 件⁵⁶。2025 年度は応募 340 件（制度創設以降最多）、採択 49 件。大学等からの応募 123 件・採択 20 件（前年比 2.5 倍）。

K Program は NEDO 事前承認等でむしろ管理が厳格である点は、実務上留意を要する。

3.4 欧州：EU は所有せず、しかし移転を縛る

European Defence Fund (EDF)

Regulation (EU) 2021/697 の基本原則は明快である⁵⁷。

条文	内容
Art. 20 (研究アクション)	「基金の支援を受けた研究アクションの成果は、それを生成した受益者が所有する」

⁵⁴ 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」公募 FAQ、委託契約事務処理要領。

⁵⁵ NEDO「経済安全保障重要技術育成プログラム 公募説明会資料」。

⁵⁶ 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」令和 7 年度リーフレット。応募・採択数は防衛装備庁「DISTI 1 年間の成果と今後の課題」（2025 年 11 月 11 日）。

⁵⁷ Regulation (EU) 2021/697, Articles 10, 20, 23. EDF Model Grant Agreement Article 16 の逐条文言は公開資料上確認できず。

条文	内容
Art. 20(4)	非提携第三国／非提携第三国事業体への所有権移転または独占ライセンス付与に先立ち、欧州委員会への通知を要する（委員会の異議権を伴う）
Art. 20(5)	加盟国および提携国の国内当局は special reports へのアクセス権を享受する
Art. 23 （開発アクション）	「連合は、基金の支援を受けた開発アクションから生じる防衛製品または技術を所有せず、また当該アクションに関するいかなる IPR の請求も有しない」
Art. 10(2)	既存製品のアップグレードは、行動の遂行に必要な pre-existing information （背景情報）の使用が制限に服していないことを条件とする

含意：EDF は EU 自身が IP を取得しない制度である一方、①加盟国のアクセス権、②域外移転の事前通知・異議制度、③背景 IP に制限がないこと（“no restriction”要件）という 3 点で、ITAR 規制下の背景 IP を持つ企業にとって参加のハードルとなる。

SAFE・EDIP の「design autonomy」要件

SAFE (Regulation (EU) 2025/1106) ⁵⁸

- ・ 最大 1,500 億ユーロの加盟国向け融資（最長 45 年償還）
- ・ **65/35 ルール**：域外原産構成品は最大 35%（欧州コンテンツ最低 65%）
- ・ **Design autonomy**：重要防衛製品について、プライムは「第三国の干渉を受けずに製品設計を定義・適応・進化させる無制限の能力」を持たねばならず、制限付き構成品を置換または除去する絶対的な法的権利を含む

EDIP (Regulation (EU) 2025/2643、2025 年 12 月 16 日採択・12 月 29 日官報掲載・12 月 30 日発効) ⁵⁹

- ・ 財政枠の総額は 15 億ユーロ（2025-2027 年）。そのうち 3 億ユーロがウクライナ支援手段（USI）に充当されている（内数）。結果として本体側は約 12 億ユーロ
- ・ Art. 10(3)：EU 域外・非提携国原産の構成品コストは推定コストの 35%を超えてはならない
- ・ Art. 10(5)：受益者は「非提携第三国により課される制限を受けることなく、製品設計を定義・適応・進化させる自由」を維持しなければならない

初版は「15 億ユーロ＋ウクライナ向け 3 億ユーロ」と記載したが、3 億ユーロは 15 億ユーロの内数であり、上乗せではない。

⁵⁸ Council Regulation (EU) 2025/1106 (SAFE)。

⁵⁹ Regulation (EU) 2025/2643 (EDIP)。金額は理事会プレスリリース（2025 年 12 月 8 日）および欧州委員会 DG DEFIS の EDIP ページによる。委員会実施決定 C(2026)2174（2026 年 3 月 30 日）は 2026-2027 年の EU 拠出上限を 1,467,486,000 ユーロ、うちウクライナ支援手段を 296,000,000 ユーロとする。**Regulation 2025/2643** の財政枠条の条文原文は公開資料上確認できず（EUR-Lex 全文の取得が前文までで切断されたため）。

この **design autonomy** 要件は事実上、非 EU パートナー（特に米国 **ITAR** 規制下の企業）との **IP** ライセンス契約の再交渉を要求する。「no re-export / no modification」型の **ITAR** 条件や、改変禁止のソフトウェアライセンスは **design autonomy** と衝突する。

なお、EDIP の **IP** 規律が EDF Art.20/23 と同等の明文を持つかは公開資料上確認できず。

NATO 標準化と **IPR**

「Intellectual Property Rights Policy for NATO Standardization Documents」
(PO(2021)0476、2021 年 12 月 17 日) は以下を定める⁶⁰。

- ・ **著作権**：NATO が標準化文書の著作権を保持。**アクセスは無償**
- ・ **第三者 **IPR**／特許技術の取込み**：「技術的理由により標準の実施に必要と認められる場合」には特許技術を含めることを許容。ただし特許権者は、**無償（free of charge）** または **公正・合理的・非差別的（FRAND）** な条件でライセンスするコミットメントを行わねばならない
- ・ **開示義務**：ワーキンググループのメンバーは自己の寄書に含まれる **IP** を開示する義務

⁶⁰ NATO PO(2021)0476 「Intellectual Property Rights Policy for NATO Standardization Documents」 （2021 年 12 月 17 日）。

第4章 オープン&クローズ戦略——企業の実像

4.1 「防衛テック＝営業秘密一辺倒」は誤り

本節の特許件数について：以下の数値は商用特許分析サービス（GreyB Insights、2026年5月更新）の公表値である。検索日・名寄せ条件・件数の単位（公報／出願／登録／ファミリー）・死滅案件の扱い・子会社および買収企業の包含範囲はいずれも非公表であり、特許庁等の公式統計とは性格が異なる。参考値として扱われたい。実際、Anduril 名義について Justia では6件しか表示されず、データベース間の乖離が大きい。

Palantir：オントロジーを特許で守る

指標	数値
全世界特許	3,821 件 （うち登録 2,986 件、有効 3,083 件）
パテントファミリー	805
国別	米国 2,022、EPO 791、英国 330、独 237
USPTO 登録率	95.08%
出願ピーク	2019 年（474 件）
技術領域	ポートフォリオの 72.2% がデータ解析。AI は7ファミリーのみ

出典：GreyB Insights（2026年5月更新、商用DB由来の概算）⁶¹

別集計のトピック分析では、「オントロジーベースのデータ管理」が**370 件**と最大クラスを形成する。代表例が US9589014B2 「Creating data in a data store using a dynamic ontology」である。

「オントロジーは営業秘密で守っているのでは」という仮説は、少なくとも公開特許からは支持されない。Palantir は特許戦略型と見られる。

ただし、同社の実質的な参入障壁は特許ではなく**データ・ロックイン**であるという批判がある。2017 年の NYPD 事案では、5 年間の利用後に IBM 系システムへ移行しようとした NYPD が、自ら作成した分析タグ・インサイトを取り出せず紛糾した。Palantir 側は「データの構造化・可視化の方法は Palantir の IP」と主張している⁶²。

Anduril：規模は控えめ、同盟国市場を重視

指標	数値
全世界特許	312 件 （うち登録 173 件、有効 269 件）
パテントファミリー	50
国別	米国 101、EPO 45、 豪州 44 、日本 15、イスラエル 14、韓国 10
出願ピーク	2023 年（60 件）

⁶¹ GreyB Insights, “Palantir Patents”（2026年5月更新）。トピック分析は PinePat（2024年）。前掲の留意事項が全面的に妥当する。

⁶² 報道ベース（BuzzFeed News 2017 年ほか）。当事者双方の主張が対立しており、司法判断は示されていない。

出典：GreyB Insights（2026 年 5 月更新、商用 DB 由来の概算）

Anduril もコア通信技術の特許化している。**US10506436B1「Lattice mesh」**（2018 年 6 月出願／2019 年 12 月登録）は、中央リソース権限が公開鍵に署名し資産 DB を配布するセキュアメッシュ網、pub/sub+P2P 暗号化、不安定リンク対応のキャッシュを請求している。

豪州 44 件・イスラエル 14 件という配分が示唆的である。AUKUS／Ghost Shark 案件をはじめ、同盟国市場での権利化を重視していると読める。日本 15 件は、2025 年 12 月の日本法人設立に先立つ布石とみられる（本レポートの推測）。

SpaceX：極端な非対称戦略

- ・ 約 **100** のパテントファミリー。創業後の最初の 10 年間は特許出願を一切行わなかった
- ・ Musk 氏は「競合（特に中国）にレシピブックを与えたくない」として特許取得に消極的
- ・ 打上げ技術（エンジン、ロケット、宇宙機）は営業秘密で保護
- ・ **2019 年の Starlink 立上げ以降、衛星通信分野へ出願が急激にシフト**
- ・ 地理的には米国に集中、国際出願は約 12 件

収益を生む **Starlink** 技術は特許で、革新的なロケット技術は営業秘密でという非対称戦略である。ただし従業員の流動性・産業スパイに対する脆弱性を伴う。

業界全体：NatSec100 の「特許のパラドックス」

Fish & Richardson の分析（2026 年 6 月 15 日）は、2026 年版 NatSec100（防衛テック上位 100 社）掲載企業の全米国パテントファミリー1,700 件超を分析し、以下を指摘した⁶³。

- ・ **100 社のうち特許を保有するのは約半数のみ**。残りは公開された出願が存在しない
- ・ 上位 **10 社** のポートフォリオが全ファミリーの約 **2/3** を占める
- ・ 年間出願件数は **2021 年の約 110 件から 2024 年には 400 件超へ**（年率約 54%成長）
- ・ 「特許と実績のギャップ」：政府契約獲得で勝っているトップ企業が深い IP ポジションを欠く一方、ランキング 50 位圏外の先進製造・フォトニクス・宇宙企業が大規模なポートフォリオを保有
- ・ 上位の AI プラットフォーム／ソフトウェア志向企業は **15 ファミリー未満**、または公開記録ゼロが多い

同分析は、スケール段階では従業員流動とリバースエンジニアリングのリスクが増大し、「試作段階では任意に見える特許保護が、支配確立と競争優位喪失の分かれ目になりうる」と警告している。

⁶³ Fish & Richardson 「The NatSec100 and the Patent Paradox」（2026 年 6 月 15 日）。法律事務所の分析記事。

4.2 オープン&クローズの実装：Lattice SDK の分析

Anduril の Lattice 開発者向けドキュメントは「Local-first」と「Open data exchange（全製品共通の標準化データモデル）」を原則として掲げる。しかし **SDK ライセンスはプロプライエタリ**である⁶⁴。

開く	閉じる
標準化データモデル	ライセンス用途を Lattice 互換アプリ開発 のみに限定
開発者向け API／SDK	modify, rent, lease, loan, sell、別 SDK の開発を禁止
第三者製品・既存システムとの連携方針	逆コンパイル・リバースエンジニアリング・逆アセンブル・二次的著作物作成を禁止
開発者が作ったアプリの権利は開発者に残す（エコシステム参加のインセンティブ）	中核（メッシュ通信、自律制御、センサ融合）は特許＋ライセンス制限＋営業秘密で保護

インターフェースとデータモデルを開放してネットワーク効果を取り、実装は閉じるという構成である。同種の設計は他社にも見られるが、事業モデルによって最適な線引きは異なるため、これを唯一の定型解と考えるべきではない。

2026 年 3 月、米陸軍は最大 200 億ドル／10 年のエンタープライズ契約を Anduril に付与し、120 以上の調達経路を統合した。同契約は「将来のプログラムの競争を置き換えるものではない」と明記される一方、**Lattice が中枢バックボーンとなることでエコシステム依存が生じうるとの指摘がある**。ここでの「オープンアーキテクチャ」はオープンソースではなく、モジュラーインターフェースの意味である。

4.3 政府側からの「オープン化」圧力：MOSA

法的枠組み

10 U.S.C. §4401（FY2017 NDAA §805 で制定）により、2019 年 1 月 1 日以降に Milestone A/B 承認を受けるプログラムは、“**to the maximum extent practicable**” MOSA により設計されなければならない⁶⁵。

MOSA の定義要素は、①モジュラーシステムインターフェースを用いたモジュラー設計、②当該インターフェースが広く支持されるコンセンサスベース標準に準拠していることの検証、③ライフサイクルを通じて逐次的な追加・除去・置換が可能な分離可能構成品の使用、④**技術データ権要件の遵守**。

IP との接続が決定的である。FY2021 NDAA §804 は 10 U.S.C. §3772 を改正し、モジュラーシステムインターフェースに関する技術データについて、私費開発であっても政府が **Government Purpose Rights** を取得できることとした（「適切かつ合理的な補償」を条件に）。

⁶⁴ Anduril Developer Documentation および Lattice SDK License（同社公開文書）。

⁶⁵ 10 U.S.C. §4401。

主要な標準

標準	主管	状況
SOSA (Sensor Open Systems Architecture)	The Open Group (空軍主導)	Technical Standard Edition 2.0, Snapshot 3 を 2025 年 6 月 3 日公開。宇宙系 (3U プラグインカード)、指向性エネルギー兵器を新規追加
FACE (Future Airborne Capability Environment)	The Open Group (海軍航空発)	航空電子ソフトの移植性・再利用性のための階層型参照アーキテクチャ。標準文書は無償公開かつ ITAR 等の輸出制限対象外と明記
CMOSS	米陸軍 C5ISR Center	車載 C5ISR/EW 向けモジュラー標準スイート
MORA (Modular Open RF Architecture)	米陸軍 (CMOSS 構成要素)	RF サブシステムの分離・共用
OMS/UCI	米空軍研究所 (AFRL)	機上ミッションシステムと C2 インターフェースの開放標準

SOSA/FACE 標準文書の特許ライセンス方針 (**RAND/royalty-free** の明文) は公開資料上確認できず。

両立の実務的アプローチ

1. インターフェース (境界) と実装 (中核アルゴリズム・製造工程) の線引き : 公開対象を ICD (Interface Control Document) レベルに限定し、内部実装を Limited/Restricted Rights で保持
2. コンソーシアム標準の活用 : SOSA/FACE はメンバー間の法的合意に基づき、競合企業が共同で「ベンダー中立の標準」を作る枠組みを提供
3. **Specifically Negotiated License Rights** による個別設計
4. FY2026 NDAA §1832 による標準要件の緩和 (「統合を可能にする文書」で足りる)

運用実態は道半ば

GAO-25-106931 (2025 年 1 月 22 日) は、2016 年の MOSA 法制定後に開始された 20 の取得プログラムを調査し、以下を指摘した⁶⁶。

- ・ 20 件中 14 件が何らかの形で MOSA を実施
- ・ 法定要件があるにもかかわらず、正式な費用便益分析を実施したプログラムはゼロ
- ・ 大半のプログラムが取得文書において MOSA 計画の主要要素をすべて扱っていない
- ・ 障壁 : 初期コスト増と設計期間長期化、短期的取得節約が長期サステインメント便益より優先される、プログラム横断調整の不足

GAO は 14 件の勧告を出し、国防総省は全て同意した。

⁶⁶ GAO-25-106931 「Weapon Systems Acquisition: DOD Needs Better Planning to Attain Benefits of Modular Open Systems」 (2025 年 1 月 22 日)。

4.4 Defense Patent Holiday : 政府保有特許の開放実験

2026 年 1 月、米国防総省は **Defense Patent Holiday** を開始した。政府保有特許について **無償・2 年間の Commercial Evaluation License (CEL)** を付与するもので、対象は **500 件超** (TechLink 運営)、ドローン・自律システム・AI・先端材料などをカバーする。申請期限は 2026 年 7 月 22 日であった。

ただし知財上の留意点が指摘されている⁶⁷。

- ・ ライセンス下で開発した改良発明には **DFARS** 条項により政府の権利が及ぶ
- ・ 政府が改良部分を所有することで営業秘密性が損なわれうる
- ・ 商用化に必要な第三者特許のライセンスは含まれない
- ・ 政府が改良発明を使用した場合、§1498 により差止めは不可・補償請求のみ
- ・ 未公開の改良は特許公開の輸出管理例外の適用外

「無償の特許」が無償とは限らない。政府保有 IP を起点とする事業設計では、下流で発生する権利の帰属を必ず確認する必要がある。

4.5 標準必須特許 (SEP) の扱い

防衛分野で **SEP/FRAND** が正面から争われた具体的訴訟事案は、本調査では公開資料上確認できなかった。

政策論としては、CSIS が「SEP 保護の弱体化は米国の安全保障を損なう」と主張しているが、同記事も防衛システムにおける SEP の具体例は挙げていない。対象は 5G/6G、AI、量子、IoT といった民生技術である。

実務的な含意 (本レポートの分析) : 防衛装備品が 5G/Wi-Fi 等の民生標準を採用すると、原理的には SEP 権利者からの請求対象になり得る。しかし米国では、政府の授権・同意の下で製造・使用される限り **28 U.S.C. §1498** により地裁での差止め・損害賠償は封じられ、連邦請求裁判所での対政府補償請求に一本化される。これが SEP 紛争が表面化しにくい一因と考えられるが、この因果関係を直接論じた出典は公開資料上確認できず、本レポートの推論である。

⁶⁷ Steptoe 「The Defense Patent Holiday Closes July 22」 (2026 年 6 月 3 日)。法律事務所の解説記事。

第5章 輸出管理・みなし輸出・産学連携

5.1 日本：外為法の技術提供規制

判断基準は国籍ではない（初版の記述を訂正）

初版は実務指針および用語集で「外国籍従業員への情報提供」「国内での外国人への提供を輸出とみなす規制」と単純化したが、これは不正確である。

日本の制度は、国籍そのものではなく、①居住者か非居住者か、②居住者であっても特定類型に該当するかによって判断する。経済産業省の Q&A は双方向の例示によりこれを明示している⁶⁸。

外国人であっても日本の居住者である場合や、特定の技術を提供しない場合には、役務取引許可は必要となりません。（Q1-6）

日本人であれ外国人であれ非居住者が対象となる場合には、提供する技術が外為令別表で規定されているかを確認の上、許可要否を判断してください。（Q1-15）

したがって、外国籍であっても日本の居住者で特定類型に該当しなければ、外国籍だけを理由にみなし輸出管理の対象になるものではない。

特定類型（2022 年 5 月 1 日施行）

2021 年 11 月の「みなし輸出」管理の明確化（貿易外省令・運用通達改正、2022 年 5 月 1 日施行）により、居住者のうち類型的に非居住者の非常に強い影響下にある者への技術提供が管理対象に加えられた⁶⁹。

類型	内容
①	契約に基づき、外国政府等・外国法人等の指揮命令下にある者。ただし日本側雇用主の指揮命令が優先すると契約上確立している場合（クロスアポイントメント等）は除く
②	外国政府等から年間所得の 25%以上に相当する「多額の金銭その他の重大な利益」を受ける者
③	国内における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

管理手法は、採用時の誓約書による自己申告確認＋在職中の報告義務。経済産業省が判定チャートを公開している。

⁶⁸ 経済産業省「安全保障貿易管理 Q&A（技術関連）」Q1-6、Q1-7、Q1-15、Q1-17（meti.go.jp/policy/anpo/qanda25.html、最終更新 2026 年 4 月 23 日）。

⁶⁹ 経済産業省「みなし輸出管理の運用明確化について」「『みなし輸出』管理の明確化に関する Q&A」。同省サイト掲載 PDF の逐語テキストは本調査で取得できず、大学が公開する同資料のミラーにより確認した（二次資料のみ）。経産省は「誓約は国籍を問わず必要になるものであり、外国籍の方を差別的に取り扱うことを目的とするものではありません」と明記している。

特許出願と輸出管理の関係

「公知の技術」の例外（貿易外省令 9 条 2 項 9 号）は、特許法上の「公知」概念とは異なり、「不特定多数の者に既に公開されている技術」を意味する⁷⁰。

該当する	該当しない
新聞・書籍・雑誌・カタログ・オンラインファイルでの公開	参加者が特定されアクセスが制限されている場合
学術雑誌	参加者に守秘義務が課されている場合
公開特許公報	当初の公開内容の範囲を超えて議論した場合
公開されたシンポジウム記録、工場見学・講演会・展示会での提供	—

実務上の要点：出願前・出願公開前の技術情報は「公知の技術」に当たらないため、非居住者・特定類型該当者への提供には原則として役務取引許可の要否判定が必要である。特許出願非公開制度の外国出願禁止と外為法の技術提供規制は別個の規制であり、両方への対応が必要である。前者に触れなくても後者に触れる場合がある。

外国特許事務所への出願依頼に伴う技術情報の提供が外為法上の役務取引に該当するかについて、明確な公的ガイダンスは公開資料上確認できず。実務上は個別に該非判定を行う必要がある。

規制の合理化

- ・ 展示会等での技術情報提供：2025 年 4 月 9 日施行。事前に技術的機微性確認を行い、安全保障リスクが低い情報に限定した包括許可制度を創設
- ・ 維持・補修部品の輸出：2026 年 2 月 14 日施行。防衛装備移転協定締結国への移転装備品の附属品・部品について、都度申請から包括許可制度へ変更

5.2 米国：ITAR／EAR と特許

ITAR（22 CFR Subchapter M）

“Technical data”の定義（22 CFR 120.33(a)）に注目すべき項目がある⁷¹。

1. 防衛品目の設計・開発・生産・製造・組立・運用・修理・試験・保守・改修に必要な情報
2. USML／CCL 600 シリーズ品目に関する秘密指定情報
3. 発明秘密保持命令（**invention secrecy order**）の対象となる情報
4. 防衛品目に直接関連するソフトウェア

つまり、秘密特許出願の内容はそれ自体が ITAR 技術データである。

⁷⁰ 経済産業省「安全保障貿易管理ガイダンス [入門編] 第 3.0 版」（令和 8 年 3 月）。

⁷¹ 22 CFR 120.33(a)、120.34。

“Public domain” (22 CFR 120.34) の 8 手段には、「いずれかの特許庁で入手可能な特許を通じて」が含まれる。したがって発行された特許・公開された特許出願は **public domain** に該当し、いったん公開されれば ITAR 技術データ性が失われる。逆に、出願前・公開前の明細書ドラフトは技術データのままであり、外国の弁理士・翻訳者・発明者への送付は **deemed export** となりうる。

22 CFR 125.2(b) :

米国出願を裏付ける範囲を超える技術データ、または、米国出願が存在しない状態で外国出願を裏付ける技術データを輸出する場合には、DDTC 発行のライセンスが必要である

USPTO の FFL と DDTC ライセンスは別建てである。また 22 CFR 125.4(b) の 13 の免除事由に、特許出願専用の免除は存在しない。

EAR (15 CFR Subchapter C)

- ・ **Fundamental research 例外 (734.8)** : 「公表される意図」をもつ **fundamental research** から生じた **technology/software** は EAR 対象外。事前レビューは、特許取得目的、スポンサーの専有情報保護目的、または適切な統制を伴う連邦機関によるレビューに限られる場合は **fundamental research** 性を失わない
 - **重要** : スポンサーによる「発表内容の承認権」や「外国籍研究者の参加制限」が契約に入ると、**fundamental research 例外が消滅する**
- ・ **Patents (734.10)** : 以下に含まれる **technology** は EAR 対象外
 - 特許または公開された特許庁文書
 - 専ら外国原産の **technology** から作成された特許出願を、外国の発明者に署名させるため送付し米国出願する場合
 - 37 CFR Part 5 に従って外国出願が許可された特許出願
 - 米国出願の前または 6 か月以内に、発明者の署名取得のため外国に送付される特許出願

Affiliates Rule (50%ルール) は現在停止中 (初版の記述を訂正)

初版は同ルールを現に適用中の規則として記載したが、2026 年 8 月 20 日時点では適用停止中である。

時期	措置
2025 年 9 月 30 日 公示	Interim Final Rule “Expansion of End-User Controls To Cover Affiliates of Certain Listed Entities” (90 FR 47201) 。発効日は 2025 年 9 月 29 日 。Entity List 等の掲載当事者に 50%以上を保有される未掲載の外国法人へ、同じライセンス要件を自動的に拡張
2025 年 11 月 12 日 公示	“One Year Suspension” (90 FR 50857) 。2025 年 11 月 10 日から 2026 年 11 月 9 日まで、15 CFR Parts 732, 734, 736, 744, 748 への改正を stay
2026 年 8 月 18 日 現在	eCFR の 15 CFR 744.11(a)に「paragraph (a)(1) was stayed, effective until Nov. 9, 2026」との停止注記。適用停止中

時期	措置
2026 年 11 月 10 日	削除された規定を EAR に復帰させる改正指示が発効する自動復活方式

出典：Federal Register 2025-19001、2025-19846、eCFR 15 CFR 744.11（2026 年 8 月 18 日版）⁷²

したがって正確な整理は以下となる。Affiliates Rule は 2025 年 9 月 29 日に発効したが、2025 年 11 月 10 日から 2026 年 11 月 9 日まで適用が停止されている。追加措置がなければ 2026 年 11 月 10 日に自動的に再適用される予定であるため、企業は所有構造の把握を今のうちに準備しておく必要がある。

その他の 2025-2026 年の規制動向

時期	措置
2025 年 5 月	AI Diffusion Rule の撤回。同時に先進コンピューティング IC のガイダンスと「high probability」基準の執行方針を発出
2025 年 12 月 30 日	AUKUS ITAR 免除の最終化。22 CFR §126.7(c)に豪英米間の再輸出・再移転・一時輸入のライセンス不要免除を整備。ただし Excluded Technologies List は拡大されず
2026 年 1 月 15 日	中国・マカオ向け先進コンピューティング半導体の審査を、presumption of denial から case-by-case へ転換。ただし再輸出・域内移転は引き続き presumption of denial
2025 年 12 月	FY2026 NDAA Title LXXXV (Outbound Investment Security Program) 。対象国を中国からキューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、ベネズエラへ拡大。対象技術に高性能コンピューティング・極超音速等を追加

5.3 クレーム設計の実務（初版の記述を修正）

初版は「クレームは民生用途に絞って出願する」ことで「秘密指定・輸出管理の網を避ける」と記載し、IPC 分類を回避する明細書の書き方にも言及したが、この表現は不正確かつコンプライアンス上不適切であるため修正する。

規制対象性は、以下の総合により判断される。

- ・ 発明の技術的実質
- ・ 明細書全体の内容
- ・ IPC その他の技術分類
- ・ 対象技術・データの仕様、性能および機能
- ・ 契約関係および提供先

⁷² Federal Register 2025-19001（90 FR 47201、2025 年 9 月 30 日）、2025-19846（90 FR 50857、2025 年 11 月 12 日）、eCFR 48 CFR / 15 CFR 744.11。停止に関する 2025 年 11 月 12 日以降の追加措置の有無は、網羅的検索を行っておらず公開資料上確認できず。

単に「民生用途」と記載すれば、秘密指定や輸出管理の対象から外れるわけではない。日本の第一次審査も IPC 等を基礎に行われ、米国 ITAR においても表明上の民生用途だけで管理対象性が決まるものではない⁷³。

適切な実務指針は以下である。

推奨される実務	内容
記載方針	軍事用途を不必要または過度に記載することは避ける。ただし発明の技術的実質は正確に記載しなければならない
出願前スクリーニング	日本では特定技術分野の IPC との照合、米国では該非判定を出願前レビューに組み込む
スクリーニング体制	弁理士・技術責任者・輸出管理担当の三者による委員会
Technology Control Plan	整備し、違反時の制裁（米国では最大 100 万ドルの罰金と拘禁刑）を前提に運用

「規制の網を避ける」ことを目的とした記載操作は、制度趣旨に反し、事後的に問題化するリスクを伴う。記載は正確性を前提とし、規制該当性は個別判定によるべきである。

なお、「防衛用途への転用」を用途発明として権利化した具体的判例・審決例は公開資料上確認できず。

5.4 産学連携と研究セキュリティ

日本の状況

体制整備は急速に進んだ。文部科学省の令和 6 年度フォローアップ調査（対象：国公立大学等 340 機関）によれば、全 7 項目で前年度より約 30 ポイント増加し、国立大学は全機関が令和 6 年度中に実施・整備完了予定とされる⁷⁴。

文部科学省研究セキュリティ相談窓口が令和 7 年 4 月に設置され、「研究開発プログラム応募時の対応調整」「海外協力時の技術流出リスク対応」を扱っている。

学術界の姿勢の変化

安全保障技術研究推進制度への大学等の応募は、令和 7 年度に 123 件（採択 20 件、前年度比 2.5 倍）へ急増した。増加の主因はタイプ D（補助事業）の新設と見られる。大学が「委託」でなく「補助金」として受けられるようになり、「委託研究は受けない」という学内規程の壁を回避できるようになった。

日本学術会議の 2017 年声明は形式的には撤回されていないが、2022 年 7 月に「軍事的用途と民生的用途を単純に二分することは困難」との認識が示された。2026 年 10 月 1

⁷³ 特許庁「特許出願非公開制度について」（第一次審査は国際特許分類を基礎に行われる）。ITAR については 22 CFR 120.33、120.41（specially designed）。

⁷⁴ 文部科学省「大学等における研究インテグリティ・研究セキュリティ確保に係る取組について」（令和 7 年 9 月 9 日）。

日から学術会議は特殊法人へ移行する。法人化後に **2017 年声明の扱いをどう整理するか**は公開資料上確認できず。

技術流出防止の政策動向

内閣官房「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言」（2024 年 6 月 4 日）は、研究セキュリティ（デューデリジェンス、セキュリティゾーニング、競業避止義務契約、取引先リスク評価）の導入を求める一方、「特定国や特定研究者の差別助長につながらないよう十分な配慮」「研究者の記憶内情報は開示制限の対象外とする」等のメリハリを要求している。バイ・ドール制度下の委託研究成果の国外流出も課題として明示され、国外企業への知財移転時には受託者に事前連絡を求めることが提言されている⁷⁵。

5.5 情報保護制度の現状

重要経済安保情報保護活用法：初年度は企業側ゼロ稼働

2025 年 5 月 16 日施行。法 19 条に基づく国会報告（2026 年 6 月 26 日、対象期間 2025 年 5 月 16 日～12 月 31 日）の数値は以下のとおり⁷⁶。

項目	件数
重要経済安保情報の指定	20 件 （9 行政機関）
適性評価の実施	18 件 （内閣府 17 件、国土交通省 1 件）
- 評価対象	全て国の行政機関職員（適合事業者従業員は 0 件 ）
適合事業者の認定	0 件
適合事業者への情報提供	0 件

初年度実績としては、適合事業者の認定・企業従業員の適性評価ともにゼロであり、現時点で民間企業の知財管理実務に対する直接的インパクトは発生していない。

防衛産業サイバーセキュリティ基準

2023 年度（令和 5 年度）以降の新規契約から順次適用。米国 NIST SP 800-171 と同水準の管理策を契約条項として要求する枠組みで、認証制度ではない。

- ・ 対象：防衛省・装備庁のプライム契約者、およびプライムから「保護すべき情報」を受ける下請・再委託先（フローダウン）
- ・ 保護対象：装備品の仕様・図面、製造情報、調達に関する非公開情報など（＝企業の技術ノウハウ・営業秘密そのもの）
- ・ 一度 SP 800-171 準拠基盤を構築すれば米 DoD 向け CMMC への流用も可能とされる

⁷⁵ 内閣官房「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言」（2024 年 6 月 4 日）。

⁷⁶ 内閣府「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第 19 条に基づく国会報告」（令和 8 年 6 月 26 日）。

企業負担の定量的データ（対象企業数、平均対応コスト）は公開資料上確認できず。

防衛生産基盤強化法の装備品等秘密制度

装備品等に含まれる秘密情報を「装備品等秘密」として指定し、取扱事業者に情報管理を義務付ける。意図的な漏えいには自衛隊員と同等の罰則を適用する⁷⁷。

契約事業者の義務：関係社員以外への供覧禁止、複製の許可制、接受・複製・廃棄時の速やかな報告、着工日までの秘密保全規則作成・確認、毎月1回以上の点検と検査受入。違反時は違約金請求。機微情報保全について「契約上の守秘義務から法律上の守秘義務へ」の転換が図られた点が制度的な意義である。

不正競争防止法（令和5年改正、2024年4月1日施行）

改正項目	内容
国際的な営業秘密侵害への対応	日本国内で事業を行う保有者の営業秘密で、国内で管理され、かつ専ら国外でのみ使用されるものでない場合、日本の裁判所に国際裁判管轄を認め、日本法を準拠法とする
使用の推認規定の拡大	従来の「不正取得類型」に加え、アクセス権限を有していた元従業員、および善意取得後に不正を知った者にも推認が及ぶ
損害賠償額算定の見直し	役務にも拡大、技術上の秘密だけでなく営業上の秘密も対象化、生産能力を超える部分もライセンス料相当額として請求可能

防衛デュアルユース分野での意義：特許出願非公開制度の下で「特許を出願せず営業秘密として管理する」戦略を採る場合、この改正が保護の実効性を高める補完装置となる。

⁷⁷ 防衛省訓令第10号（令和6年3月12日、令和6年4月1日施行）。

第 6 章 知財と資本市場・M&A

6.1 デューデリジェンスで見られる 4 つの論点

投資家向け解説が共通して挙げる論点は以下の 4 点である⁷⁸。

論点	内容
Freedom to operate	第三者特許による事業妨害リスク
イノベーションの範囲 (scope)	クレーム範囲が事業を実質的に保護しているか
権利の連鎖 (chain of title) の明確性	従業員・共同研究先・買収元からの権利承継が完結しているか
政府契約を通じて政府に付与された権利	これが防衛テック固有の論点

第 4 の論点が重要である。DFARS 252.227-7013/7014/7018 に基づき、政府が Unlimited Rights や Government Purpose Rights を既に取得しているかどうか、対象会社の技術データの経済的価値を左右する。GPR が付与されていれば、政府は NDA 付きで競合他社にデータを開示できるため、実質的独占性が損なわれる。

日本の場合は、特約条項第 2 条の申請の有無（受注者帰属か国帰属か）、第 15 条の無償実施権の範囲、第 4 条・第 7 条・第 8 条の承認取得状況が、同等の確認事項となる。

追加の論点

- ・ **Background IP と Foreground IP の分離**：事前に区分しないと、既存の中核技術まで政府権利に飲み込まれるおそれ
- ・ **march-in／強制実施**：英国の“Crown Use”のように、国家安全保障を理由に権利者の同意なく特許を使用できる制度
- ・ **国家安全保障のカーブアウト**：GDPR や EU AI 法の軍事適用除外は、商用展開・デュアルユース化した瞬間に消滅する
- ・ **管轄差**：米＝DFARS、英＝DEFCONS、日＝特約条項、EU＝除外は狭い
- ・ **従業員と会社の知財共有はレッドフラグ**。投資交渉前の IP 監査（権利帰属・出願戦略・秘密管理体制・ライセンス枠組）が必須

典型的な失敗パターン

スタートアップ向け実務論が挙げる失敗類型は以下である⁷⁹。

1. 官民資金の混在（リポジトリ・原価管理の未分離）
2. DFARS 標準条項をそのまま受諾
3. 権利主張表・マーキングの不備により、意図より広い権利を政府に与える

⁷⁸ A&O Shearman 「Resilient Returns: Investing in Defense」ほか法律事務所の解説記事。

⁷⁹ スタートアップ向け実務解説記事。なお同種の記事には「知財の扱いを誤ると exit 評価額を 30～40%押し下げる」等の数値が示されているが、独立検証されておらず参考値にとどまるため本レポートでは採用しない。

4. 輸出管理を営業秘密保護の武器として使わない

対処のフレームとして「Dual-Use IP Partition」——私費開発コア IP／政府資金の改良／商用アプリを別インフラで管理——が提唱されている。

6.2 権利行使の構造的制約 : Arlton v. AeroVironment (記述を精密化)

連邦巡回控訴裁 2026 年 2 月 4 日判決 (Nos. 2021-2049, 2024-1084, 2024-1159, Stark 判事執筆)⁸⁰

事案 : Paul & David Arlton が「Rotary Wing Vehicle」特許について、NASA の火星ヘリ Ingenuity と地上派生機 Terry を巡り AeroVironment を提訴。CAFC は 28 U.S.C. §1498(a) による免責を全面的に認容し、原判決を維持した。

SBIR Phase III に関する判示 : Arlton 側は、15 U.S.C. §638 が Phase III 契約を当該技術を開発した SBIR 受給者に “to the greatest extent practicable” 授与する義務を政府に課しており、この義務が §1498 免責と衝突すると主張した。

裁判所は 2 つの独立した理由でこれを排斥した。

1. 管轄上の理由 : 仮に §638 が政府に義務を課していたとしても、その救済は Lite Machines (Arlton らではない) が連邦請求裁判所において入札異議 (**protest action**) として提起すべきものであり、地方裁判所での特許侵害訴訟ではない
2. 実体上の理由 :

There is simply no incompatibility, or even conflict, between § 638 and § 1498. Whereas § 638 guides the government’s award of contracts among different private entities, § 1498 governs who a patentee must sue for patent infringement (a direct infringer or the United States) and in which court (district court or the Court of Federal Claims).

正確な整理 : 本判決は「SBIR Phase III そのものが §1498 により免責される」という一般ルールを示したものではない。**SBIR Phase III 契約を類型として §1498 の傘に入れる判断**はしておらず、判示は「§638 と §1498 は適用領域が異なり衝突しない」という点に限定されている。§1498 の免責が認められたのは政府による授権・同意 (authorization and consent) が存在したためであり、SBIR Phase III であること自体が理由ではない。

加えて : 防衛装備は納入後に公開市場に出回らないためリバースエンジニアリングによる侵害立証が困難であり、機密指定により証拠開示も制限される。

6.3 人材流動と営業秘密 : Red Cat v. Matus

事案 : Red Cat Holdings 及び Teal Drones が、Teal 創業者 (2015 年に 18 歳で創業、Red Cat 買収後に CTO、2024 年 12 月退職後に Vector Defense を共同創業) を提訴 (2025 年 8 月 4 日、ユタ州連邦地裁)。対象技術は米陸軍 Short Range Reconnaissance (SRR) プログラム (最大 2 億 6,000 万ドル) 向けのモジュラー戦術ドローン／オンボード計算。DTSA (Defend Trade Secrets Act) に基づく請求。

⁸⁰ 前掲注 16。

結果：2025 年 11 月 4 日、裁判所は **TRO・仮差止めを却下**。「立証がない」「不当な競争優位に関する主張は憶測的」「そもそも競合関係にあるかについて重大な事実上の争いがある」と判示した⁸¹。

含意：「創業者の転出＋競合起業」型では、営業秘密侵害の立証ハードルが高い。事前の管理体制（アクセス制御、秘密指定の明確化、適法な競業避止契約の設計）が実質的な防御線となる。

訴訟全体のトレンド

Lex Machina 2026 年報告によれば、**2025 年の連邦営業秘密訴訟提起は 1,500 件超で過去最高**。最多提起地はカリフォルニア中部地区（100 件）。2023～2025 年で実損害 7 億 1,600 万ドル超・懲罰的損害 5 億 1,000 万ドル超が陪審評決。約 65%が和解、公判到達までの中央値は 1,124 日⁸²。

日本の事案

直接の防衛案件ではないが、デュアルユース技術を巡る流出事例が相次いでいる（いずれも報道ベース）。産業技術総合研究所の中国籍元研究員のデータ漏洩事件で東京地裁が有罪判決、富士通 Japan 元社員の資料私用メール送信による逮捕、姫路東芝電子部品での元社員ら 3 人逮捕、全樹脂電池の APB 社を巡る技術流出騒動。逆方向のリスクとして、富士電機の日本人社員 2 人が中国でレアアース規制違反容疑で拘束された事案（2026 年 6 月）がある。

6.4 外国投資規制と知財移転

米国 CFIUS

2024 年年次報告⁸³

項目	数値
申告総数	325 件（正式届出 209 件＋簡易申告 116 件、2023 年比▲5%）
重要技術（critical technology）関連	150 件（全体の約 46%）
国別	日本 40 件（2023 年 26 件から増）、フランス 34 件（+70%）、中国は 2022 年比▲27.78%
リスク緩和措置付き承認	25 件（正式届出の 12%）
コンプライアンス現地調査	79 件（2023 年 43 件から倍増）
制裁金	5 件・総額約 8,800 万ドル

⁸¹ 報道および訴訟記録に基づく（二次資料のみ。裁判所命令の原文は本調査で確認していない）。

⁸² Lex Machina 「2026 Trade Secret Litigation Report」。商用データベース事業者による分析。

⁸³ U.S. Department of the Treasury, “CFIUS Annual Report to Congress” (2024 年、2025 年)。

2025 年 年次報告では、対象取引・対象不動産取引の届出・申告は計 347 件、67%が初期審査期間内にクリア。同盟国からの投資円滑化のため **Known Investor Pilot Program** が開始された。**FY2026 NDAA §8102** により、CFIUS の不動産管轄が軍事施設 100 マイル圏から「national security-sensitive sites」へ拡大された。

日本の外為法（対内直接投資規制）と特約条項の連動

武器・航空機・宇宙・原子力等の「コア業種」は事前届出対象である。日本の防衛系スタートアップにとっては、海外 VC からの出資受入自体が届出事由となり得る。

加えて、令和 8 年 4 月 1 日以降の防衛省契約では、この論点が知財に直結する。特約条項の「外国関係主体」には外国資本の議決権が 50%以上の会社が含まれるため、海外投資家からの出資により議決権構成が変われば、自社が外国関係主体に該当し、あるいは取引先が該当することになり、第 7 条・第 8 条の承認不要例外が使えなくなる。資本政策と知財戦略を分けて考えることはできない。

2025 年 3 月に政府は「対内直接投資審査制度の見直しに関する懇談会」を開催しており、制度は今後も動く可能性がある。

6.5 日本企業の防衛関連特許の実態

日本には「防衛関連特許」だけを切り出した公的統計が存在しない。唯一の公的定量データが、内閣府が特許出願非公開制度の産業影響を評価するために毎年度実施している産業発達影響調査である⁸⁴。

令和 7 年度調査（対象期間 2017-2023 年、パテントファミリー件数）

技術分野	総 PF 件数	中国	米国	日本	日本の主要出願人
スクラムジェットエンジン等	129	89(69.0%)	23(17.8%)	4(3.1%)	三菱重工業（国際 PF3 件）／防衛装備庁航空装備研究所
固体燃料ロケットエンジン	913	662(72.4%)	90(9.9%)	33(3.6%)	三菱重工業（国際 PF5 件、上位 4 位）
潜水船	5,188	3,518	367	159	川崎重工業（11 件）
無人水中航走体（UUV）等	203	112(55.2%)	7(3.4%)	52(25.6%)	三菱重工業 15 件、IHI 7 件、KDDI／海上・港湾・航空技術研究所／川崎重工各 5 件
水中音響測位（潜水船等）	316	100(31.6%)	33(10.4%)	68(21.5%)	三菱重工業 18 件、IHI 10 件、川崎重工 6 件、NEC 3 件

⁸⁴ 内閣府「産業発達影響調査」令和 6 年度・令和 7 年度（cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/ 掲載の各分野 PDF）。PF はパテントファミリー。

令和 6 年度調査（2016-2022 年）では、宇宙航行体の熱保護・再突入・結合分離・隕石検知が総 PF 2,382 件（中国 58.6%、米国 18.5%、日本 6.3%）で、三菱電機が国際 PF3 位。

表の読み方についての注記：上表のうち「国際 PF」と明記した 2 分野（スクラムジェット 3 件、固体燃料ロケット 5 件）以外の件数（UUV の 15 件、水中音響測位の 18 件等）は、当該分野における出願人別の件数であり、国際パテントファミリー件数ではない。初版はこれらを混同して「三菱重工の国際パテントファミリーは各分野 3～5 件」と一般化した但、第 2 版では対象を 2 分野に限定して記載する。他分野の国際 PF 件数は原資料で再確認する必要がある。

読み取れること

- 1. 三菱重工業が防衛関連 5 分野中 4 分野で日本トップ出願人であり、日本の防衛関連特許ポートフォリオは同社に集中している
- 2. 川崎重工業は潜水船・UUV 領域、IHI は水中領域、三菱電機は宇宙領域に強みが表れている
- 3. 日本のシェアは分野により大きく異なる。推進系（スクラムジェット 3.1%、固体ロケット 3.6%）では小さく、水中領域（UUV 25.6%、音響測位 21.5%）では中国に次ぐ 2 位
- 4. 中国が全分野で多数（31.6～72.4%）。宇宙・推進分野では日本の 10～40 倍の出願規模
- 5. スクラムジェット・固体燃料ロケットの 2 分野では、三菱重工の国際パテントファミリー件数が 3～5 件と少ない。日本企業が防衛関連技術を国内出願中心で扱っている可能性を示唆するが、他分野を含めた一般化には追加の検証が必要である

第 3.2 節で見た出願の事前承認制と、この統計の関係について。特約条項第 4 条の事前承認制が国際展開の乏しさの一因である可能性はあるが、因果関係を示す公的分析は公開資料上確認できず、本レポートとしては仮説の提示にとどめる。日本の防衛技術力は、公開特許統計には十分に表れにくいと考えられる。

参考：デュアルユース関連分野の国際出願動向

分野	統計
ドローン（特許庁令和 5 年度技術動向調査、2017-2021 年優先権）	パテントファミリーシェア：中国 77.0%／韓国 10.0%／米国 5.6%／日本 3.1%／欧州 2.7%国際パテントファミリー（IPF）シェア：中国 42.7%／米国 16.6%／欧州 13.5%／日本 11.1%／韓国 8.4%主要出願人（IPF）：DJI 1,042 件、深圳市道通智能航空技術 288 件、ナイルワークス（日本）90 件
量子計算機（同令和 5 年度、2010-2021 年出願）	国籍別：米国 2,998 件（49.9%）／中国 1,265 件（21.1%）／欧州 616 件（10.3%）／日本 530 件（8.8%）主要出願人：IBM 745 件、Origin Quantum 288 件、Microsoft 214 件。国際展開では富士通が 6 位
AI（特許庁「AI 関連発明の出願動向調査（国際編）」2025 年 6 月）	中国の AI コア特許ファミリーは約 441,319 件で米国の約 8.5 倍。韓国 3 位、日本 4 位。日本は 2019 年以降伸びが鈍化

分野	統計
宇宙（USPTO OCE 「IP and Space」 2025 年 1 月）	2003～2023 年で宇宙関連特許出願が 144%増 （全特許は 37% 増） 2023 年の米国宇宙特許の 16%に連邦政府支援が関与 （全特 許平均 2.2%の約 7 倍）。NASA 449 件、国防総省 410 件 民間保有 上位：Boeing 694 件、Lockheed Martin 306 件

学術的知見

- ・ **Acosta et al. (2018)** : SIPRI トップ 100 防衛企業×PATSTAT 分析。企業規模は民生特許の生成とは正相関するが、軍事特許では相関が崩れる。軍事売上比率の高さは軍事特許の産出を予測しない。従業員あたりのデュアルユース関与は欧州企業が米国企業より高い⁸⁵
- ・ **Caviggioli et al. (2018, EU JRC)** : 2002～2012 年、63,714 パテントファミリー。防衛特許の出願国シェアは米国 44.5%、韓国 11.1%、ロシア 9.6%。上位 **20 保有主体で防衛発明の 40%、首位は米国政府（7.7%）**。防衛特許の **41%がデュアルユース特性**を持ち、米国が最高（63.9%）⁸⁶

⁸⁵ Acosta, Coronado, Ferrándiz, Marín & Moreno (2018) “Patents and Dual-use Technology,” Defence and Peace Economics Vol.29 No.7.

⁸⁶ Caviggioli, De Marco & Scellato (2018) “Assessing the innovation capability of EU companies in developing dual use technologies,” EU JRC113915.

第 7 章 今後の課題――8 つの論点

課題 1：日本の出願事前承認制と実施許諾規制が事業化を制約しうる

現状：防衛省特約条項（令和 8 年 3 月 30 日版）第 4 条により、当該特約条項が組み込まれた契約に係る産業財産権の出願は例外なく事前承認制。第 8 条により第三者への実施許諾も原則承認制（3 要件充足時のみ例外）。第 15 条により、国による当該新研究成果の利用に必要な範囲で、国および「国の指定する第三者」への無償実施権が発生する。

さらに令和 8 年改正で、外国関係主体（外国資本 50%以上の会社等）に対しては承認不要例外が一切適用されなくなった。

なぜ問題か：これらの制約は、防衛技術の民生転用（スピンオフ）や国際的な事業提携の実務コストを高める。経済安全保障の観点からは合理性があるが、「防衛と経済の好循環」という政策目標との調整が必要になる。

論点：2023 年以降の契約制度改革は利益率の改善（一律 8.0%→5.0～10.0%＋コスト変動調整率）にとどまり、知財条件はむしろ管理強化の方向に動いた。防衛産業ワーキンググループでも知財条件の見直しは明示的な論点になっていない。

課題 2：米国の GPR デフォルト化が 2027 年に成立しうる

現状：下院版 H.R.8800 第 861 条（新 10 U.S.C. §3776）は 2026 年 7 月 22 日に 216 対 212 で下院を通過した。上院版 S.4784 第 804 条は 2026 年 7 月 14 日にクロージャーが 50 対 46 で失敗し停滞している。両院協議会は未開催、成立は未了。

内容：契約に基づき納入される技術データ・ソフトウェア・ソフトウェア文書について GPR をデフォルトとし、契約者がより制限的な権利を主張する場合に **clear and convincing evidence** による立証、compliant assertions table、私費開発資金の事実文書、最小分離可能単位での適用、portion marking を求める。

なぜ問題か：現行制度でも私費開発の立証は契約者側の責任だが、**clear and convincing evidence** という高い立証基準が明文化されれば、記録の不備が直ちに権利喪失につながる。ただし、企業が保有する全技術や特許に自動的に GPR が発生するものではない点は正確に理解しておく必要がある。

日本企業への影響：米国防関連事業に参画する日本企業、および米国防衛テック企業との協業案件で影響が生じる。私費開発の分離管理と証拠保全は、成立を待たずに着手すべき実務課題である。

なお、FY2026 NDAA 最終法では IP 改変を伴う right-to-repair 条項が削除された。2027 年の帰趨は確定していない。

課題 3：秘密指定の非対称性

現状：日本の保全指定は 2 年連続ゼロ。米国は FY2025 末で 6,543 件が有効、英国は 1,151 件が有効。

なぜ問題か：日本企業が米英で権利化する場合、日本国内では発生しない秘密指定リスクを個別に評価する必要がある。

- ・ 米国は解除が年間 0～40 件と少なく、一度かかると長期化しやすい

- ・ 英国は **2016 年以降**、解除件数が大きく減少（2018-2024 年の年間解除は 3～15 件）
- ・ 英国で direction がかけると欧州特許出願・PCT 出願が優先日から **14 か月**で取下げ擬制となる

GCAP 等の日英共同開発では、この非対称性が実務上の論点になり得る。なお、NATO 加盟国間には 1960 年の相互保護協定があるが、日本は当事国ではない。

課題 4：日本の防衛関連特許の国際展開

現状：内閣府調査によれば、スクラムジェット・固体燃料ロケットの 2 分野で三菱重工の国際特許ファミリー件数は 3～5 件。日本のシェアは UUV 25.6%、水中音響測位 21.5%と一定の水準にある一方、スクラムジェット 3.1%、固体燃料ロケット 3.6%と小さい。

なぜ問題か：装備移転三原則の改正（2026 年 4 月、5 類型撤廃）により完成品輸出の道が開いたが、輸出先国で権利を持っていなければ、現地でのライセンス生産・共同生産の交渉力を欠く。豪州向けもがみ型 11 隻（約 9,600 億円）のような大型案件が実行段階に入るとき、知財ポジションが交渉の非対称性を生みうる。

論点：制度上の出願事前承認制が国際展開の乏しさの一因である可能性はあるが、因果関係を示す公的分析は公開資料上確認できず、仮説にとどまる。

課題 5：権利行使の実効性

現状：米国では 28 U.S.C. §1498 により、政府の授権・同意の下での実施は地裁での差止め・損害賠償を封じられる。2026 年 2 月の Arlton 判決は、SBIR 法 (§638) と §1498 が適用領域を異にし衝突しないと判示した。

加えて：防衛装備は市場に流通せず、リバースエンジニアリングによる侵害立証が困難。機密指定により証拠開示も制限される。

論点：防衛分野の特許は、侵害訴訟の道具としてよりも、資本市場向けの可視化資産・防衛的資産として機能している側面が強いと考えられる。この前提に立って出願判断を行うことが実務的である。

課題 6：人材流動による技術伝播をどう扱うか

現状：Red Cat v. Matus（2025 年 8 月提訴）では、創業者の転出＋競合起業に対する仮差止めが 2025 年 11 月に却下された。米国の連邦営業秘密訴訟は 2025 年に 1,500 件超と過去最高だが、公判到達までの中央値は 1,124 日である。

ジレンマ：先行レポートで見たとおり、デュアルユースは防衛関連人材の民生分野への移動なしには成立しにくい。米国では防衛関連人材がコンサルティング、先端テクノロジー、起業へと大規模に移動しており、これが技術転用の担い手になっている。しかし同じ流動性が営業秘密流出のリスクでもある。

論点：訴訟では止めにくい以上、事前の管理体制（アクセス制御、秘密指定の明確化、適法な競業避止契約の設計、退職時の手続整備）が実質的な防御線となる。日本では不正競争防止法の令和 5 年改正が保護を補強したが、これは事後救済である。

課題 7：オープンアーキテクチャ要求と中核 IP 保護の両立

現状：米国は MOSA を 10 U.S.C. §4401 で法定要件化し、10 U.S.C. §3772 により私費開発のインターフェース技術データにも GPR を及ぼせる構造を作った。EU は SAFE・EDIP で「design autonomy」を受益条件とし、第三国の制限を受けない設計自由度を求めている。

なぜ問題か：日本企業が米欧の防衛プログラムに参画する場合、インターフェース仕様の開放を求められる一方で、中核技術をどこまで守れるかは契約交渉次第となる。

加えて：GAO-25-106931 は、MOSA 実施プログラム 20 件中、正式な費用便益分析を実施したものがゼロであることを指摘している。制度は動いているが、その効果測定は確立していない。

課題 8：学界との連携における知財と公開の緊張

現状：安全保障技術研究推進制度は「研究成果の公表を制限しない」と明言し、タイプ D（補助事業）の新設により大学等の応募が令和 7 年度に 123 件（前年比 2.5 倍）へ急増した。累計で特許出願 573 件、論文 398 件、学会発表 1,992 件の実績がある。

しかし：同制度には「研究終了後の製品開発等のため、研究成果を外部に公表しないことを前提とするような研究は、本制度の対象外」という制限がある。企業側が事業化を見据えて非公開を望む場合、制度の枠組みと衝突する。

加えて：米国 EAR の fundamental research 例外は、スポンサーによる「発表内容の承認権」や「外国籍研究者の参加制限」が契約に入ると消滅する。産学連携契約の条項設計が、輸出管理上の地位を左右する。

論点：2026 年 10 月の日本学術会議法人化後に 2017 年声明の扱いがどう整理されるかが次の焦点である。

第 8 章 企業への実務指針

8.1 契約前に決めるべき 5 つのこと

(1) Background IP と Foreground IP の分離

これが最優先の打ち手である。

やること	具体的に
リポジトリの分離	私費開発のコードベース・設計データと、政府資金プロジェクトのそれを物理的・論理的に分ける
原価管理の分離	工数・材料費・設備償却を、資金源別に記録する。構成品・プロセス単位（ practical sub-item / subcomponent / segregable portion ）で追跡できる粒度が必要
証拠の保全	開発記録、会計証憑、社内決裁文書を、後日の立証に耐える形で保存する。 「 exclusively at private expense 」＝間接費プール等に費用計上され政府契約に配賦されていないことを示せるようにする
権利主張表の準備	米国契約では assertions table の様式と根拠資料をあらかじめ整備する

FY2027 NDAA 第 861 条が成立すれば、**clear and convincing evidence** という立証基準の下でこの文書化が権利の帰趨を決める。

(2) 特許出願と技術データ権を混同しない（初版の記述を訂正）

契約前の特許出願は、**Background IP** の存在時期・完成時期・権利帰属の立証に有効であり、投資家・買収者への説明も容易にする。しかし、出願時期それ自体が **DFARS** 上の **Limited Rights** を保証するものではない。

技術データ権は開発資金の出所により、構成品・プロセス単位で判定される（**DFARS 227.7103-4(b)**）。また **252.227-7013(j)**により、技術データ権は特許ライセンスを含意しない。両者は別建ての制度として、それぞれに対応する必要がある。

日本の場合はさらに、特約条項第 4 条により出願そのものに事前承認が必要であるため、承認取得に要する期間を開発スケジュールに織り込み、承認が下りなかった場合の代替策（営業秘密化、クレーム範囲の調整）を事前に決めておく必要がある。

(3) 納品物の絞り込みとマーキング

- ・ **CDRL (Contract Data Requirements List)** の交渉：何を納品するかを契約段階で絞る
- ・ ソフトウェア：オブジェクトコードとインターフェース仕様に限定納品し、ソースコードを留保
- ・ ハードウェア：Form-Fit-Function データと製造工程データを明確に分離
- ・ マーキング：制限的 legend の記載を正確かつ期限内に行う。誤ったマーキング・遅延は、意図より広い権利を政府に与える結果を招く。日本の特約条項第 6 条・

第 12 条第 2 項も、受注者固有の技術資料の該当箇所を明示する義務を課している。
かつ争いが生じた場合の立証責任は受注者にある（第 17 条）

(4) 商用品としての位置づけの検討（初版の記述を訂正）

米国では、専ら私費で開発された **portion** については、製品全体に政府資金が一部入っていても **DFARS 252.227-7015**（商用技術データ）の適用を受け得る。政府資金部分には 7013 が、SBIR/STTR 該当部分には 7018 が適用され、同一製品について複数条項が併存する。

したがって「政府資金が入ったら **7015** は使えない」という理解は誤りであり、**portion** 単位での分離管理と主張が実務上の要になる。

(5) 資本構成の確認（日本固有の論点）

令和 8 年 4 月 1 日以降の防衛省契約では、「外国関係主体」該当性が知財の移転・実施許諾の自由度を直接左右する。

- ・ 自社の外国資本の議決権比率（50%以上か）
- ・ 役員構成（外国籍者が過半数か）
- ・ ライセンス先・移転先の同様の属性

資金調達により議決権構成が変われば、既存契約下での知財運用の自由度が変わりうる。資本政策の検討段階で知財・法務部門を関与させる必要がある。

8.2 出願か秘匿かの判断基準

判断軸	特許出願が有利	営業秘密が有利
リバースエンジニアリング耐性	低い（製品から読み取れる）	高い（製造工程、アルゴリズム、パラメータ）
技術の陳腐化速度	遅い（20 年の保護に意味がある）	速い（公開する価値がない）
商用展開の予定	あり（ライセンス収入、資本市場での評価）	なし（防衛専用）
模倣者の特定可能性	高い（侵害を発見・立証できる）	低い
秘密指定リスク	低い	高い
人材流動リスク	—	高い場合は特許化を検討（秘密は人と共に流出する）

実務上の組み合わせは以下である。

1. 軍事用途を不必要・過度に記載しない。ただし発明の技術的実質は正確に記載する
2. コアアルゴリズム・製造工程・パラメータはノウハウで秘匿する
3. インターフェース仕様は必要に応じて開放し、エコシステムを取る

なお、記載の仕方だけで規制対象性が決まるわけではない。規制該当性は技術的実質・仕様・性能・分類・提供先を踏まえた個別判定による。

8.3 輸出管理との連動

社内体制

- ・ 出願前スクリーニング：日本では特定技術分野の IPC との照合、米国では該非判定
- ・ スクリーニング委員会：弁理士・技術責任者・輸出管理担当の三者体制
- ・ **Technology Control Plan** の整備
- ・ 技術提供の管理：国籍ではなく、居住者／非居住者の別および特定類型該当性により判定する

見落としやすい論点

論点	内容
出願前ドラフトの扱い	公開前の明細書ドラフトは「公知の技術」に当たらず、ITAR 技術データ・EAR technology のまま。外国代理人への送付が deemed export になりうる
PCT 出願のルート	日本を受理官庁とするダイレクト PCT 出願は「外国出願」に当たり、外国出願禁止の対象になり得る
FFL と DDTC ライセンスの二重管理	米国では USPTO の外国出願許可だけでは足りず、22 CFR 125.2(b) により別途 DDTC ライセンスが必要な場合がある
Affiliates Rule	2026 年 11 月 9 日まで適用停止中だが、追加措置がなければ 11 月 10 日に自動復帰する。 取引先の所有構造マッピングを停止期間中に準備しておく
産学連携契約の条項	スポンサーによる「発表内容の承認権」や「外国籍研究者の参加制限」が入ると、米国 EAR の fundamental research 例外が消滅する

8.4 資本政策との連動

局面	確認事項
資金調達	外為法の対内直接投資規制（コア業種は事前届出）。海外 VC からの出資受入自体が届出事由になり得る。加えて防衛省特約条項の「外国関係主体」該当性が変わりうる
米国での事業展開	CFIUS（critical technology 関連は非支配的投資でも義務的申告の対象になりうる）。2024 年は重要技術関連が申告全体の 46%、制裁金 5 件・8,800 万ドル
海外投資	Outbound Investment Security Program（FY2026 NDAA で対象国・対象技術が拡大）
M&A・投資受入時の DD 対応	政府が取得している権利（米国は Unlimited Rights / GPR、日本は特約条項第 15 条の無償実施権および承認取得状況）の範囲を明示的に文書化し、投資家・買収者に伝達する
バイ・ドール成果の移転	国外企業への知財移転時には受託者に事前連絡を求める方向で政策が動いている

8.5 プレーヤー別の重点

大手企業

- ・ 防衛セグメントと民生セグメントの間で、知財の相互利用ルールを社内で明文化する。特約条項の制約がかかる技術と、自由に使える技術を区別できる管理台帳が必要
- ・ 装備移転（輸出）を見据えるなら、移転先国での権利化を計画的に進める
- ・ 国際共同開発（GCAP 等）では、知財分配ルールの明文化を契約交渉の主要議題に据える
- ・ 令和 8 年版特約条項への対応：外国関係主体の定義に照らし、既存の提携先・ライセンス先を棚卸しする

スタートアップ

- ・ 最初の政府契約を結ぶ前に、私費開発の記録体制を整える。出願は Background IP の立証に有効だが、それだけで技術データ権が守られるわけではない
- ・ DFARS 標準条項・防衛省特約条項をそのまま受諾しない。**Specifically Negotiated License Rights**（米国）、受注者帰属の申請（日本、特約条項第 2 条第 1 項）を検討する
- ・ 従業員との職務発明規程を整備する（日本の特約条項第 20 条は明示的に要求している）
- ・ 投資交渉前に IP 監査を実施する

大学・研究機関

- ・ 安全保障技術研究推進制度のタイプ D（補助事業）は知財が補助事業者に帰属するが、国および国の指定する第三者への実施権許諾を求められる場合がある。受入前に条件を確認する
- ・ 米国スポンサーとの契約では、発表承認権・外国籍研究者の参加制限が **fundamental research** 例外を消滅させる点に注意
- ・ 研究セキュリティ体制の整備は令和 6 年度に大幅に進んだ。次の課題は共同研究契約の知財条項の実務力である

金融機関・投資家

- ・ 防衛テック案件の DD では、政府契約を通じて政府に付与された権利の確認を必須項目に加える
- ・ GPR が付与されている技術データは、政府が NDA 付きで競合他社に開示できるため、独占性の前提が崩れる
- ・ SBIR 由来技術は 2025 年 1 月施行の新規則で「20 年保護＋その後の永続 GPR」となった（授与後であれば別期間の交渉は可能）。バリュエーション・モデルに新たな変数が加わった
- ・ 日本案件では、出資により対象会社が「外国関係主体」に該当することにならないかを確認する

第9章 注視点とリスク

9.1 今後 12～24 か月の注視点

時期	事項	影響
2026 年内 (想定)	日本の安保 3 文書改定	次期防衛力整備計画の研究開発費比率と、知財条件見直しの有無
2026 年 10 月 1 日	日本学術会議が特殊法人へ移行	2017 年声明の扱い、産学連携の前提
2026 年 11 月 10 日	BIS Affiliates Rule の自動復帰予定日	追加措置がなければ 50%ルールが再適用される。所有構造マッピングの準備が必要
2026 年内～2027 年	米 FY2027 NDAA の成立可否 (下院 H.R.8800 通過済み、上院 S.4784 停滞中)	成立すれば納入物について GPR がデフォルト化し、 clear and convincing evidence による立証が必要になる
2027 年 6 月 30 日	Section 1260H の調達禁止がサプライチェーン全体へ拡大	日本企業のサプライチェーン遡及点検が必要
継続	令和 8 年版特約条項の運用実態	外国関係主体規制が実際にどう運用されるか。承認申請の処理期間
継続	内閣府「産業発達影響調査」の年次公表	特定技術分野の見直しの基礎データ。分野の実体的追加・削除は施行以来行われていない
継続	豪州向けもがみ型 11 隻の実行	完成品輸出における知財ポジションの実務事例が蓄積される

9.2 本レポートの前提が崩れ得る要因

(1) 日本の保全指定ゼロは続くか

保全指定ゼロは、付加要件により民間主導のデュアルユース研究が広く除外されている設計に依存していると考えられる。特定技術分野の見直しや付加要件の変更があれば、状況は変わりうる。

学界からは化学分野 (IPC C セクション) の欠落が批判されており、内閣府は分野ごとの産業発達影響調査を毎年度実施している。ただし 2026 年 6 月成立の改正推進法は非公開制度を改正対象に含まず、有識者会議提言も見直しを求めている。短期的な制度変更は見込まれない。

(2) 米国モデルの参照可能性

米国の IP 制度は現在、企業側に不利な方向へ動いている (GPR デフォルト化の審議、right to repair の立法圧力、FY2026 NDAA §805 のデータ追跡義務)。「米国は企業の知財を尊重する」という前提での制度設計は、参照時点を誤る危険がある。

一方で FY2026 NDAA では right-to-repair 条項が削除された。政策の振れ幅が大きい局面であり、単一の方法を前提とすべきではない。

(3) 令和 8 年版特約条項の運用

外国関係主体規制は導入されたばかりであり、承認申請の処理期間、承認基準、実務上の運用は未知数である。この運用が厳格であれば国際提携の実務コストが大きく上昇し、緩やかであれば影響は限定的となる。

(4) 企業特許件数の信頼度

本レポートで引用した Anduril (312 件)、Palantir (3,821 件) 等の数値は、商用特許分析サービスの公表値である。Justia での確認では Anduril 名義が 6 件しか表示されず、名寄せの差により実数と乖離する可能性がある。個別企業の競合分析に用いる場合は、Espacenet/PatentSight 等での直接集計による検証を推奨する。

(5) 地政学的環境

米中の輸出管理協議、AUKUS の進展、EU の design autonomy 要件の運用実態は、いずれも企業の知財戦略に直接影響する。

9.3 本レポートで確認できなかった事項

以下は分類別に整理した。意思決定にあたっては追加の確認を推奨する。

非公表であることが確認できている事項

- ・ GCAP における具体的な知的財産権分配ルール・IP ライセンス条項
- ・ 現行版 PSCRL (Patent Security Category Review List、米国)
- ・ 自衛隊への Palantir 「Maven Smart System」 / Anduril 「Lattice」 導入の契約金額
- ・ 商用特許分析サービスの名寄せ条件・件数の単位・死滅案件および子会社の扱い

公開資料上確認できなかった事項

日本

- ・ 防衛装備庁の内部通達（装技振第 7243 号・第 11057 号）の具体的内容
- ・ 防衛装備庁の保有特許件数・実施許諾件数・実施料収入（財務省「国有特許権等一件別情報」に掲載）
- ・ 外国出願禁止違反（推進法 94 条）の適用・立件事例の有無
- ・ 防衛産業サイバーセキュリティ基準の対象企業数・企業の対応コスト
- ・ DISTI 独自の知財帰属規程の有無
- ・ 外国特許事務所への出願依頼に伴う技術情報提供の外為法上の役務取引該当性に関する公的ガイダンス
- ・ 内閣府の非公開制度実施状況報告における内訳数値の定義
- ・ 日本企業の防衛関連特許の網羅的集計
- ・ 日本学術会議法人化後の 2017 年声明の取扱い方針
- ・ 経済産業省「防衛・デュアルユースイノベーションの創出」（産業構造審議会、2026 年 7 月 8 日）の本文

米欧

- ・ USPTO が年間にスクリーニングする特許出願の総件数
- ・ FY2024 の秘密保持命令急増（356 件）の原因

- ・ 35 U.S.C. §183 に基づく補償請求の件数・認容率・支払額
- ・ **H.R.8800** 下院可決版 (**engrossed**) の第 **861** 条条文 (govinfo 未掲載)
- ・ 上院 **S.4784** 第 **804** 条の条文本文 (下院版と同一構造か否か)
- ・ フランスの mise au secret (CPI L.612-10) の年間件数
- ・ ドイツ PatG §§51-56 の統計
- ・ **Regulation (EU) 2025/2643 (EDIP)** の財政枠条の条文原文
- ・ EDF Model Grant Agreement Article 16 の逐条文言
- ・ SOSA/FACE 標準文書の特許ライセンス方針 (RAND/royalty-free の明文)
- ・ **NATO 1960** 年協定の現在の締約国数、および **Implementing Procedures** の本文・改訂内容
- ・ BIS Affiliates Rule 停止に関する 2025 年 11 月 12 日以降の追加措置の有無
- ・ 防衛分野で SEP/FRAND が争われた具体的訴訟の有無
- ・ 「防衛用途への転用」を用途発明として権利化した判例・審決例

二次資料では確認したが一次資料未照合の事項

- ・ ドイツ PatG §§50-56 の逐条内容
- ・ 経済産業省「みなし輸出」明確化関連 PDF の逐語テキスト (大学公開のミラーにより確認)
- ・ Red Cat v. Matus の裁判所命令 (報道および訴訟記録による)
- ・ Palantir/NYPD 事案の経緯 (報道による。司法判断は示されていない)
- ・ Shield AI、Helsing、Quantum Systems、ACSL、Synspective の特許件数 (本レポートでは採用していない)

付録 A : 主要数値一覧

秘密特許・出願非公開制度

項目	数値	年次	出典
日本 保全審査付託	90 件 → 106 件	2024 年度→2025 年 度	内閣府
日本 保全指定	0 件	2024・2025 年度	内閣府
日本 外国出願禁止の 事前確認	1,305 件 → 922 件	2024 年度→2025 年 度	内閣府
日本 特定技術分野	25 分野（うち 10 分野に付加要件）	令和 7 年 1 月 1 日 施行	内閣府
日本 優先権証明書の 発行遅延	最長 3 か月（保全審査進行時は 最長 10 か月）	—	特許庁
米国 secrecy order 有 効件数	6,471 件 → 6,543 件	FY2024→FY2025	USPTO／ FAS
米国 新規発令	356 件 （FY2024）、102 件 （FY2025）	—	USPTO／ FAS
米国 解除件数	年間 0～40 件	FY2021-25	USPTO／ FAS
英国 新規 direction	61 件（全出願の約 0.3%）	2024 年	英国 IPO
英国 累計発令／有効	1,755 件／ 1,151 件	2000 年～2024 年	英国 IPO
フランス 外国第一出 願許可申請	600 件超（却下 3%未満）	2025 年	DGA
NATO 相互保護協定	1960 年 9 月 21 日署名／1961 年 1 月 12 日発効	—	UNTS Vol.394

技術データ権・調達契約

項目	内容	出典
米国 権利判 定の基準	開発資金の出所。判定単位は practical sub- item / subcomponent / segregable portion	DFARS 227.7103-4(b)
米国 技術デ ータ権と特 許	技術データ権は特許ライセンスを含意しな い	DFARS 252.227-7013(j)
米国 GPR 期 間	原則 5 年、契約により別期間を交渉可能。 満了後 Unlimited Rights	DFARS 252.227-7013(c)(2) （AUG 2025 版）
米国 商用技 術データ	専ら私費で開発された portion に適用（政 府資金部分は 7013、SBIR 部分は 7018）	DFARS 252.227-7015(b)（JAN 2025 版）
米国 SBIR デ ータ権	20 年（自動延長なし）。授与後であれば 別期間の交渉可。政府は授与の条件にして はならない。満了後は永続 GPR	DFARS 252.227-7018（2025 年 1 月 17 日施行）

項目	内容	出典
米国 FY2027 NDAA 下院案	納入物について GPR デフォルト、 clear and convincing evidence による立証	H.R.8800 §861（新 10 U.S.C. §3776）。2026 年 7 月 22 日 下院可決、未成立
日本 現行特約条項	令和 8 年 3 月 30 日版（令和 8 年 4 月 1 日以降の契約に適用）	防衛装備庁公示第 208 号
日本 権利帰属	申請すれば受注者、申請しなければ国	特約条項第 2 条
日本 出願	例外なく事前の書面承認	特約条項第 4 条
日本 無償実施権	国による当該新研究成果の利用に必要な範囲で、国および国の指定する第三者	特約条項第 15 条
日本 技術資料提出請求権	契約終了後 5 年間（仕様書等に別段の定めがあればこれによる）	特約条項第 12 条第 3 項
日本 外国関係主体	外国資本の議決権 50%以上の会社等。第 7 条・第 8 条の承認不要例外が適用されない	特約条項第 1 条第 7 項
EU SAFE	最大 1,500 億ユーロ、域外原産構成品は最大 35%	Regulation (EU) 2025/1106
EU EDIP	総額 15 億ユーロ（2025-2027 年）、うち 3 億ユーロがウクライナ支援手段（内数）	Regulation (EU) 2025/2643

企業の特許ポートフォリオ

すべて商用特許分析サービス（GreyB Insights、2026 年 5 月更新）由来の概算値である。検索日・名寄せ条件・件数の単位・死滅案件および子会社の扱いは非公表。公式統計との比較には適さない。

企業	全世界件数	うち登録	主要国
Palantir	3,821	2,986	米国 2,022、EPO 791、英国 330
Anduril	312	173	米国 101、EPO 45、豪州 44、日本 15
Skydio	139	70	米国 127
SpaceX	約 100 ファミリー	—	米国中心（国際約 12 件）
Lockheed Martin	13,742	7,717	米国 7,059、欧州 1,468
Northrop Grumman	11,109	6,526	米国 3,941、欧州 1,532、日本 992

日本の防衛関連特許（内閣府 産業発達影響調査、パテントファミリー件数）

技術分野	総 PF	中国	米国	日本	日本シェア
スクラムジェットエンジン等	129	89	23	4	3.1%
固体燃料ロケットエンジン	913	662	90	33	3.6%

技術分野	総 PF	中国	米国	日本	日本シェア
潜水船	5,188	3,518	367	159	3.1%
無人水中航走体（UUV）等	203	112	7	52	25.6%
水中音響測位	316	100	33	68	21.5%
宇宙航行体の熱保護・再突入等	2,382	1,396	440	149	6.3%

（上 5 分野は令和 7 年度調査＝2017-2023 年、最下段は令和 6 年度調査＝2016-2022 年）

制度運用・訴訟

項目	数値	年次
日本 重要経済安保情報の指定	20 件（9 行政機関）	2025 年 5 月～12 月
日本 適合事業者の認定	0 件	同上
日本 安全保障技術研究推進制度 累計特許出願	573 件	制度開始～令和 7 年度
日本 同制度 令和 7 年度応募／採択	340 件／49 件（大学等 123 件／20 件）	令和 7 年度
米国 連邦営業秘密訴訟提起	1,500 件超 （過去最高）	2025 年
米国 CFIUS 申告総数	325 件（重要技術関連 150 件＝46%）	2024 年
米国 CFIUS 制裁金	5 件・約 8,800 万ドル	2024 年
米国 Affiliates Rule	2025 年 11 月 10 日～2026 年 11 月 9 日 適用停止中	2026 年 8 月時点
米国 Defense Patent Holiday 対象特許	500 件超（無償・2 年 CEL、申請期限 2026 年 7 月 22 日）	2026 年

付録 B：用語集

用語	説明
特許出願非公開制度	経済安全保障推進法第 5 章に基づく日本の秘密特許制度（2024 年 5 月 1 日施行）。特定技術分野に該当する出願を保全審査に付し、保全指定されると公開・実施・開示が制限される
保全指定	特許出願非公開制度における、内閣総理大臣による非公開の指定。指定されると出願公開・特許査定・拒絶査定が留保される
付加要件	特定技術分野 25 分野のうち 10 分野に課される追加条件。防衛・軍事用途、国等の出願、バイ・ドール適用出願のいずれかに該当する場合のみ制度の対象となる
Invention Secrecy Act	米国の秘密特許法（1951 年、35 U.S.C. §§181-188）。secrecy order により特許付与を留保する
NATO 秘密発明相互保護協定	1960 年 9 月 21 日パリ署名・1961 年 1 月 12 日発効。originating Government が課した秘密指定を他の締約国が相互に保護する。各国の指定判断を一元化するものではない
FFL	Foreign Filing License。米国の外国出願許可（35 U.S.C. §184、37 CFR Part 5）。ITAR の DDTC ライセンスとは別建て
DFARS	Defense Federal Acquisition Regulation Supplement。米国防総省の調達規則補足
Unlimited Rights	政府が技術データを無制限に使用・開示できる権利。専ら政府資金で開発された場合等に発生
Government Purpose Rights (GPR)	政府目的での使用权。混合資金で開発された場合に発生。期間は原則 5 年だが契約により別期間を交渉可能。満了後は政府が Unlimited Rights を取得。政府外開示は NDA 締結が条件
Limited Rights	政府内部での使用に限定される権利。専ら私費で開発された場合に発生
Background IP / Foreground IP	契約開始前から保有する知財／契約履行の過程で生まれる知財。両者の分離管理が防衛契約における最重要の実務課題
知的財産の取扱いに関する特約条項	日本の防衛調達における知財の中核規範。現行版は令和 8 年 3 月 30 日改正（令和 8 年 4 月 1 日以降の契約に適用）
外国関係主体	同特約条項第 1 条第 7 項の定義（令和 8 年改正で新設）。外国政府等・外国法人等、外国籍者、外国資本の議決権 50%以上の会社、外国籍者が役員過半数の団体等。第 7 条・第 8 条の承認不要例外が適用されない
日本版バイ・ドール	産業技術力強化法 17 条。国の委託研究の成果を受託者に帰属させる制度。国への報告、公共利益のための無償実施許諾、移転時の承認が条件
MOSA	Modular Open Systems Approach。10 U.S.C. §4401 で法定要件化された米国のモジュラー開放型システム設計手法
SOSA / FACE / CMOSS / MORA	MOSA を実現する主要なオープン標準。それぞれセンサー、航空電子ソフト、車載 C5ISR/EW、RF サブシステムを対象とする
ICD	Interface Control Document。インターフェース仕様書

用語	説明
ITAR	International Traffic in Arms Regulations（22 CFR）。米国の武器輸出規制。technical data の提供も規制対象
EAR	Export Administration Regulations（15 CFR）。米国の輸出管理規則。fundamental research 例外・patents 例外がある
みなし輸出管理	居住者から非居住者への技術提供、および外国政府・外国法人等の強い影響下にある 特定類型該当居住者 への技術提供を外為法上管理する制度。 国籍のみで判断するものではない
特定類型	2022 年 5 月 1 日施行。①外国政府等の指揮命令下にある者、②外国政府等から年間所得の 25%以上の利益を受ける者、③国内における行動につき外国政府等の指示・依頼を受ける者
fundamental research 例外	EAR 734.8。公表意図を持つ基礎研究から生じる技術は EAR 対象外。スポンサーの発表承認権・外国籍研究者の参加制限等があると消滅する
28 U.S.C. §1498	米国政府の授権・同意の下での特許実施について、地裁での差止め・損害賠償を封じ、連邦請求裁判所での対政府補償請求に一本化する規定
design autonomy	EU の SAFE・EDIP が求める要件。第三国の干渉を受けずに製品設計を定義・適応・進化させる能力
Affiliates Rule（50%ルール）	Entity List 等の掲載当事者に 50%以上を保有される未掲載の外国法人へ、同じライセンス要件を自動的に拡張する米国 BIS の規則。2025 年 9 月 29 日発効したが、 2025 年 11 月 10 日から 2026 年 11 月 9 日まで適用停止中 。追加措置がなければ 2026 年 11 月 10 日に自動復帰
Section 1260H	米国防総省が指定する「中国軍事企業リスト」。2027 年 6 月 30 日からサプライチェーン全体に調達禁止が波及

付録 C：主要出典

日本

特許出願非公開制度

- ・ 内閣府「特許出願の非公開に関する制度」／実施状況（2024 年度版・2025 年度版）／特定技術分野及び付加要件の概要（令和 7 年 1 月 1 日施行）／制度 Q&A 第 3 版／損失の補償に関する Q&A 第 2 版
- ・ 内閣府 産業発達影響調査 令和 6 年度・令和 7 年度
- ・ 特許庁「特許出願非公開制度について」／Q&A／ステータスレポート 2026
- ・ 櫻井孝「特許出願非公開制度の現状と課題」国際問題 728 号（2025 年 12 月、日本国際問題研究所）
- ・ 経済安全保障法制に関する有識者会議「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」（2026 年 1 月 30 日）
- ・ 内閣府「経済安全保障推進法の改正について」（2026 年 6 月 10 日成立）

防衛調達・研究開発支援

- ・ 防衛装備庁公示第 208 号（令和 8 年 3 月 30 日）別紙様式第 50「知的財産の取扱いに関する特約条項」（令和 8 年 4 月 1 日以降適用）
- ・ 同 改正通知（公示第 208 号）／前版（令和 7 年 4 月 24 日版）／防衛装備庁「入札及び契約心得」
- ・ 防衛省「知的財産の取扱いに関する特約条項」（令和 5 年 5 月 22 日版、内局・特約条項 21）
- ・ 防衛装備庁「防衛生産基盤強化法について」／装備品等秘密に関する防衛省訓令第 10 号
- ・ 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」公募 FAQ／令和 7 年度リーフレット／委託契約事務処理要領
- ・ 防衛装備庁「DISTI 1 年間の成果と今後の課題」（2025 年 11 月 11 日）
- ・ NEDO「経済安全保障重要技術育成プログラム 公募説明会資料」／JST K Program
- ・ 内閣官房・外務省・経済産業省・防衛省「新しい防衛装備移転制度の考え方」（2026 年 4 月）
- ・ 外務省「GIGO 設立条約の署名」／国立国会図書館 ISSUE BRIEF No.1282「次期戦闘機の共同開発（GCAP）」

輸出管理・情報保護

- ・ 経済産業省「安全保障貿易管理ガイドンス [入門編] 第 3.0 版」（令和 8 年 3 月）
- ・ 経済産業省「安全保障貿易管理 Q&A（技術関連）」（最終更新 2026 年 4 月 23 日）
- ・ 経済産業省「みなし輸出管理の運用明確化について」「『みなし輸出』管理の明確化に関する Q&A」
- ・ 文部科学省「大学等における研究インテグリティ・研究セキュリティ確保に係る取組について」（令和 7 年 9 月 9 日）
- ・ 内閣府「重要経済安保情報保護活用法」国会報告（令和 8 年 6 月 26 日）
- ・ 内閣官房「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言」（2024 年 6 月 4 日）

特許統計

- ・ 特許庁「特許行政年次報告書 2025 年版」／特許出願技術動向調査（ドローン、量子計算機）／「AI 関連発明の出願動向調査（国際編）」（2025 年 6 月）
- ・ 財務省「国有特許権等一件別情報」

米国

- ・ eCFR: 48 CFR 227.7103-4、252.227-7013 (AUG 2025)、252.227-7014、252.227-7015 (JAN 2025)、252.227-7018 (AUG 2025)
- ・ eCFR: 15 CFR 734.8、734.10、744.8、744.11／22 CFR 120.33、120.34、125.2、125.4
- ・ Federal Register: 2024-29226 (DFARS Case 2019-D043、2024 年 12 月 18 日)／2025-19001 (90 FR 47201、Affiliates Rule)／**2025-19846 (90 FR 50857、One Year Suspension)**／EO 14265 (2025 年 4 月 15 日)
- ・ FAS “Invention Secrecy Statistics”／USPTO MPEP §120／37 CFR Part 5
- ・ **H.R.8800 §861 (FY2027 NDAA 下院版)**／HASC Goodlander 修正案／H.Rept. 119-698／Clerk Roll Call 278 (2026 年 7 月 22 日)
- ・ **S.4784 §804 (FY2027 NDAA 上院版)**／SASC “FY2027 NDAA Executive Summary”／Report No. 119-127
- ・ CRS IN12704 (2026 年 7 月 24 日更新)
- ・ DoD 「Intellectual Property Guidebook for DoD Acquisition」 (2025 年 4 月 30 日)
- ・ FY2026 National Defense Authorization Act (P.L. 119-60、2025 年 12 月 18 日成立)
- ・ GAO-25-107468 (2025 年 9 月 29 日改訂)／GAO-25-106931 (2025 年 1 月 22 日)
- ・ 10 U.S.C. §4401、§3771、§3772／28 U.S.C. §1498／35 U.S.C. §§181-188、§183
- ・ **Arlton v. AeroVironment, Inc., Nos. 2021-2049, 2024-1084, 2024-1159 (Fed. Cir. Feb. 4, 2026)**
- ・ Hornback v. United States, 601 F.3d 1382 (Fed. Cir. 2010)
- ・ U.S. Treasury 「CFIUS Annual Report to Congress」 2024 年・2025 年
- ・ USPTO Office of the Chief Economist 「IP and Space」 (2025 年 1 月)
- ・ CSIS 「Who Controls the Wrench: The Debate Over the “Right to Repair”」 (2025 年 11 月 6 日)
- ・ Lily Nestor, “Dubiously Constitutional, Partially Obsolete: Patent Secrecy Orders and the Private Inventor,” IDEA, Vol.66 No.1 (2026)

欧州・NATO

- ・ Regulation (EU) 2021/697 (European Defence Fund)
- ・ Council Regulation (EU) 2025/1106 (SAFE)
- ・ **Regulation (EU) 2025/2643 (EDIP)**／理事会プレスリリース (2025 年 12 月 8 日)／欧州委員会実施決定 C(2026)2174 (2026 年 3 月 30 日)
- ・ EPC Article 75(2)／Article 77
- ・ UK Patents Act 1977 s.22, s.23／UK IPO “Facts and Figures 2024” (2025 年 6 月)
- ・ Code de la propriété intellectuelle L.612-9, L.612-10, L.614-18／DGA 「Bilan 2025 de l’activité brevet des premiers dépôts à l’étranger」
- ・ Patentgesetz §§50-56／刑法典 §93(1) StGB

- ・ **“Agreement for the Mutual Safeguarding of Secrecy of Inventions relating to Defence and for which Applications for Patents have been made”**（1960 年 9 月 21 日パリ）、UNTS Vol.394, I-5664／米商務省 NATO Secrecy of Inventions
- ・ NATO 「Intellectual Property Rights Policy for NATO Standardization Documents」 PO(2021)0476（2021 年 12 月 17 日）

企業・学術

- ・ GreyB Insights（Anduril、Palantir、Skydio、Lockheed Martin、Northrop Grumman）
※商用 DB 由来の概算
- ・ Mathys & Squire 「SpaceX Going Public: What Can We Learn From Its Patent Strategy?」（2026 年 2 月 3 日）
- ・ Fish & Richardson 「The NatSec100 and the Patent Paradox」（2026 年 6 月 15 日）
- ・ Anduril Developer Documentation／Lattice SDK License
- ・ US9589014B2（Palantir）／US10506436B1（Anduril）
- ・ Steptoe 「The Defense Patent Holiday Closes July 22」（2026 年 6 月 3 日）
- ・ Cooley GO 「US Government Rights in Technical Data, Software and Subject Inventions」
- ・ A&O Shearman 「Resilient Returns: Investing in Defense」
- ・ Cantor Colburn / Law360 「Export Compliance Tips For Patenting Dual-Use Tech」
- ・ Lex Machina 「2026 Trade Secret Litigation Report」
- ・ Acosta, Coronado, Ferrándiz, Marín & Moreno (2018) “Patents and Dual-use Technology,” Defence and Peace Economics Vol.29 No.7
- ・ Caviggioli, De Marco & Scellato (2018) “Assessing the innovation capability of EU companies in developing dual use technologies,” EU JRC113915

本レポート（第2版）は2026年8月20日時点の公開情報に基づく。制度・数値は変更され得るため、意思決定にあたっては最新情報の確認を推奨する。本レポートは法的助言ではなく、個別の出願判断・契約交渉・輸出該非判定にあたっては専門家の判断を仰がれたい。企業の特許件数は商用特許分析サービスの公表値であり、公式統計との比較には適さない。